

(HP公開用資料)

令和3年度 第2回福島地方最低賃金審議会

令和3年6月24日(木)

午前10時00分～

福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 福島県最低賃金の改正決定の諮問について
- (2) 福島県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
- (3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (4) 参考人の意見聴取について
- (5) 配付資料の説明について

3 閉 会

令和3年度第2回福島地方最低賃金審議会 会議資料目次

(資料No.)

(頁)

1. 経済指標

- ・福島県金融経済概況 1
- ・東北地域の金融経済概況 8
- ・最近の県経済動向 13
- ・有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率の推移（福島県） 16
- ・福島県の有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率の状況 17

2. 賃金の動向

(1) 賃金データ

- ・毎月勤労統計調査からみた就業形態別現金給与総額、労働時間等比較 18
- ・「賃金構造基本統計調査」における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移 19

(2) 春闘関係

- ・連合福島 2021 春季生活闘争状況（賃金） 20

(3) 要請・意見書

- ・福島県地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明
（福島県弁護士会より提出分） 21
- ・最低賃金に関する要望（日本商工会議所・東京商工会議所） 24

3. 生計費

- ・標準生計費の推移 38
- ・費用別・世帯人員別標準生計費 39
- ・平成27年基準消費者物価指数時系列リスト（全国・福島市） 40



Bank of Japan Fukushima Branch

福島県金融経済概況 (2021年5月分※)

【概況】

県内景気は、新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響から、持ち直しの動きが鈍化している。

最終需要の動向をみると、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外食や旅行等のサービス消費を中心に減少している。住宅投資は、減少している。設備投資は、幾分弱めの動きがみられている。公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事、東日本台風等の復旧関連工事の進捗から、減少しつつある。

鉱工業生産は、半導体不足による自動車関連の減産がみられており、持ち直しの動きが足踏みしている。

雇用・所得環境は、人員不足感が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きとなっている。

先行きについては、東日本大震災からの復興需要のピークアウトに加え、新型コロナウイルス感染症の影響には、注意していく必要がある。

※ 直近までに入手可能な金融経済統計およびヒアリング情報をもとに、県内の金融経済動向を取り纏め。

【前回からの基調の変化】

総括	個人消費	住宅投資	設備投資	公共投資	生産	雇用・所得
→	→	→	→	↓	→	→

(注)

- ↑ : 前回から改善度合いが強まっている、もしくは悪化度合いが弱まっている。
- : 前回から変化なし。
- ↓ : 前回から改善度合いが弱まっている、もしくは悪化度合いが強まっている。

【本件に関する問い合わせ先】

日本銀行 福島支店 総務課
TEL: 024-521-6353

本資料は、ホームページ
(<https://www3.boj.or.jp/fukushima/>)
にも掲載しています。



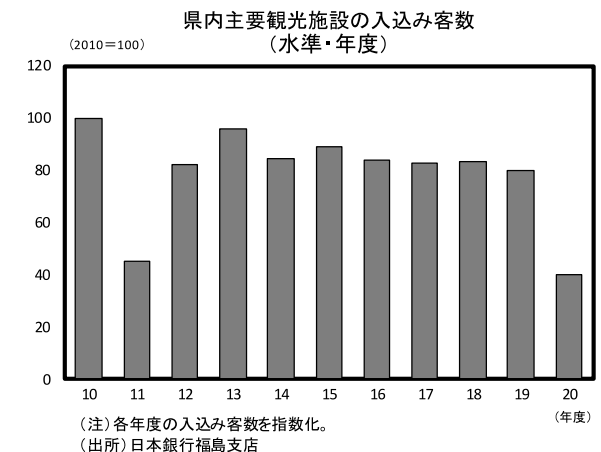
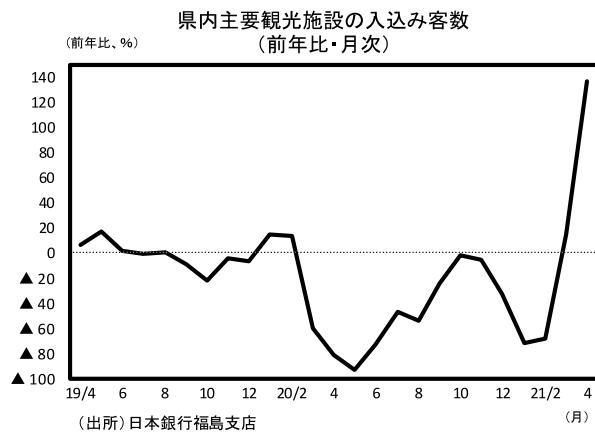
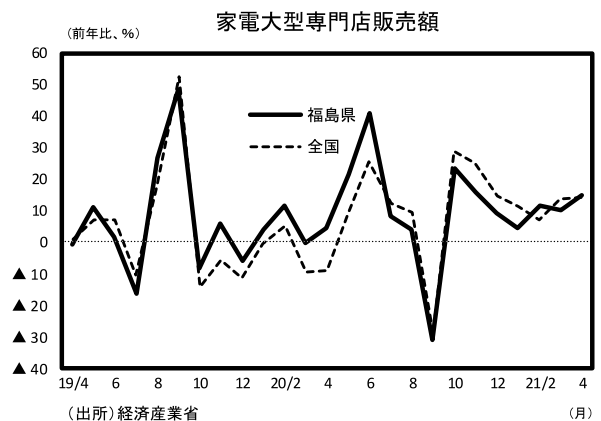
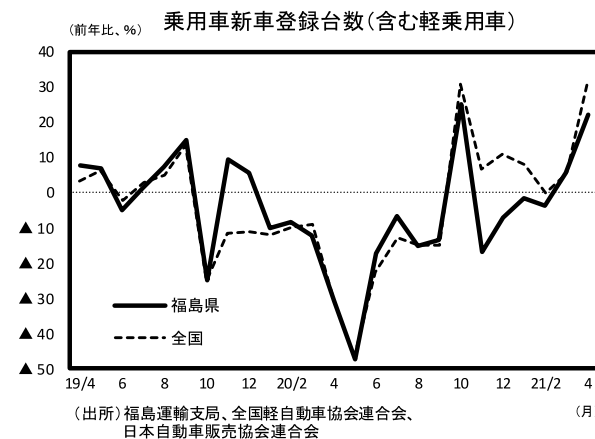
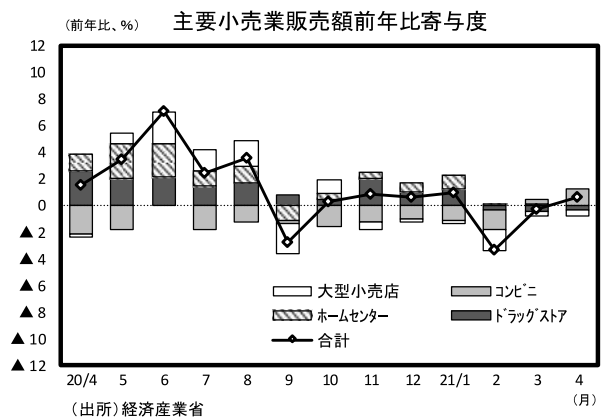
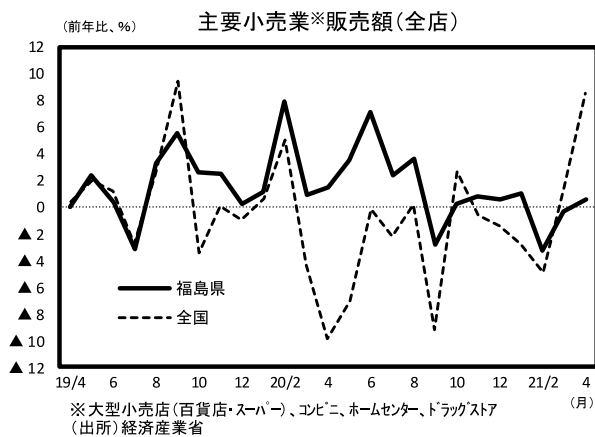
1. 需要項目別の動向

【個人消費】

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外食や旅行等のサービス消費を中心に減少している。

主要小売業販売額（4月）、乗用車新車登録台数（4月）、家電大型専門店販売額（4月）は、前年を上回った。この間、外食や旅行等のサービス消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状態にある。

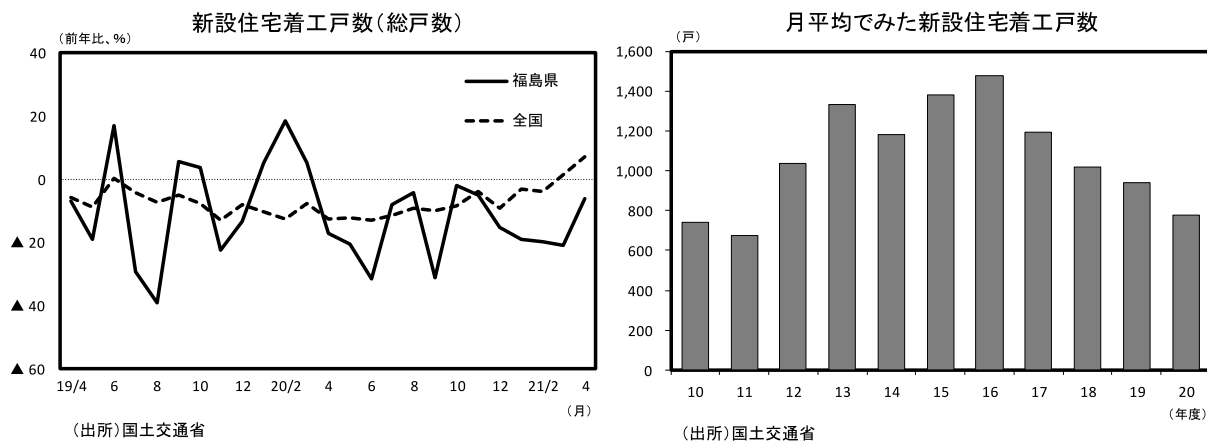
県内主要観光施設や宿泊施設への入込みは、新型コロナウイルス感染症の影響から、低水準で推移している。



【住宅投資】

住宅投資は、減少している。

新設住宅着工戸数（4月）は、貸家が前年を上回ったものの、持家、分譲が前年を下回ったことから、全体でも前年を下回った。

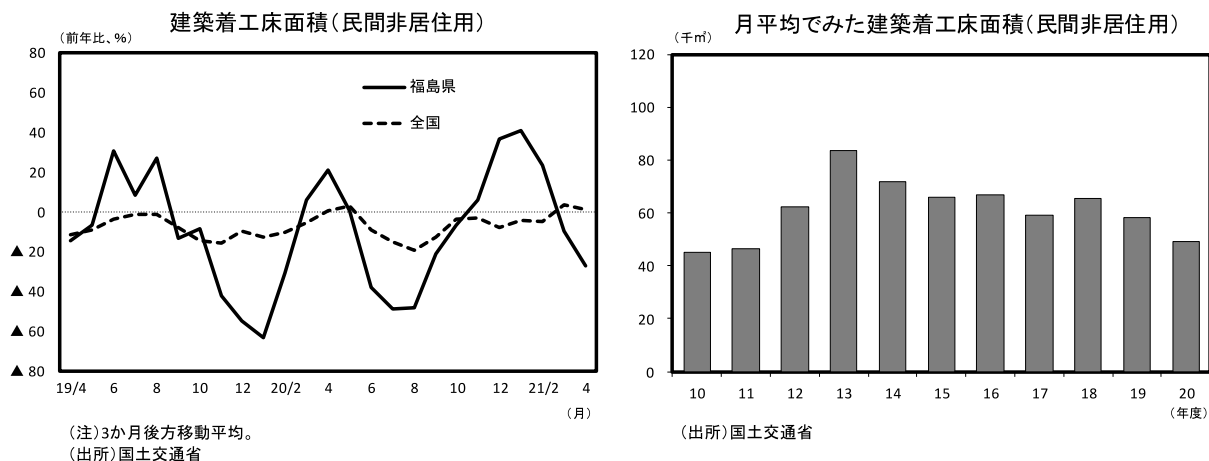


【設備投資】

設備投資は、幾分弱めの動きがみられている。

3月短観における県内企業の2020年度設備投資計画をみると、非製造業で新規出店や店舗改装投資などがみられていることから、前年度を上回る計画となっている。もっとも、新型コロナウイルス感染症の影響による収益の悪化や先行き不透明感を受けて、投資の抑制や先送りの動きがみられており、製造業では前年度を下回る計画となっている。2021年度は、非製造業が前年を下回る一方、製造業が前年を上回る計画となっている。

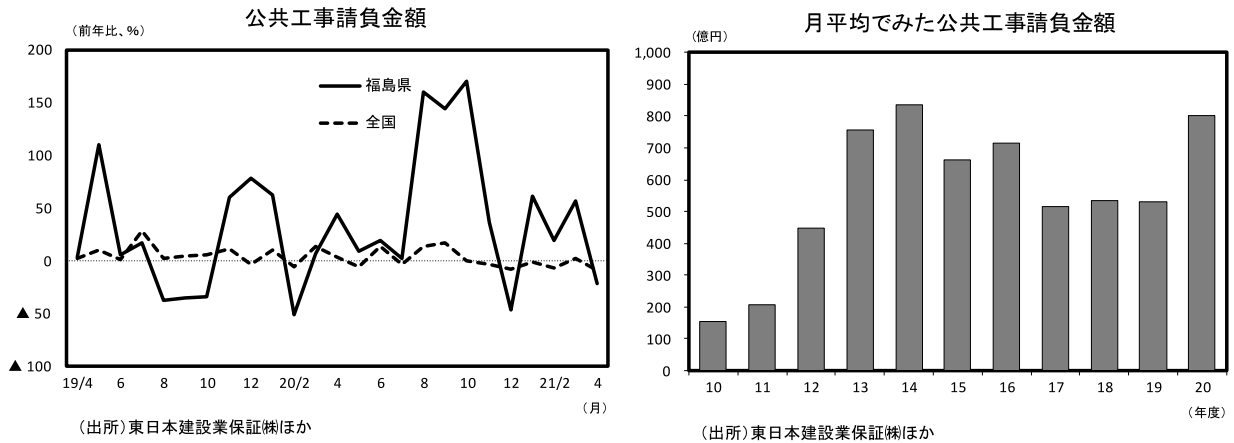
建築着工床面積（民間非居住用）（4月<3か月後方移動平均>）は、前年を下回った。



【公共投資】

公共投資は、東日本大震災からの復興関連工事、東日本台風等の復旧関連工事の進捗から、減少しつつある。

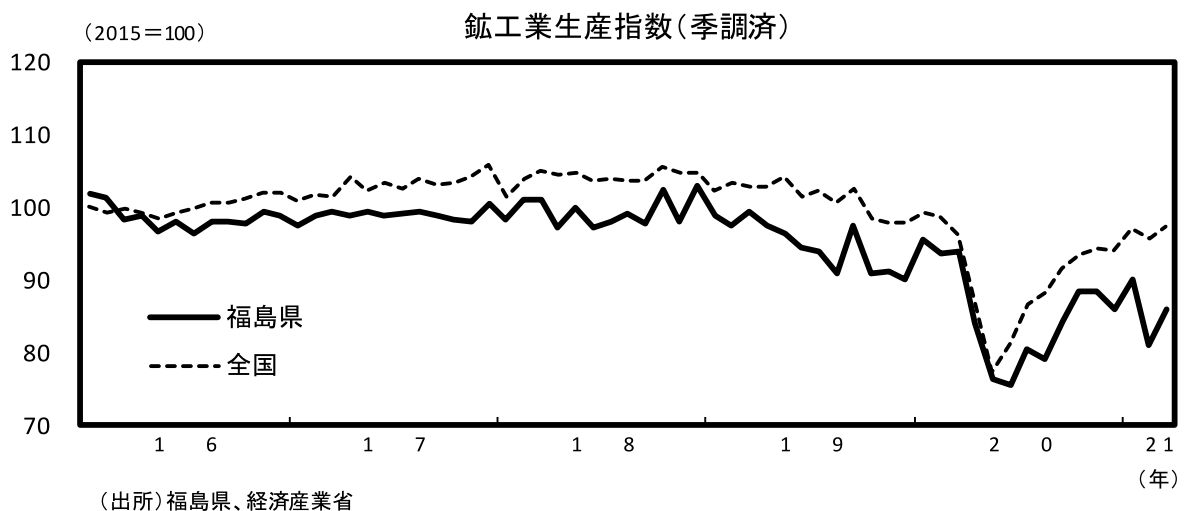
公共工事請負金額（4月）は、前年を下回った。



2. 生産動向

鉱工業生産は、半導体不足による自動車関連の減産がみられており、持ち直しの動きが足踏みしている。

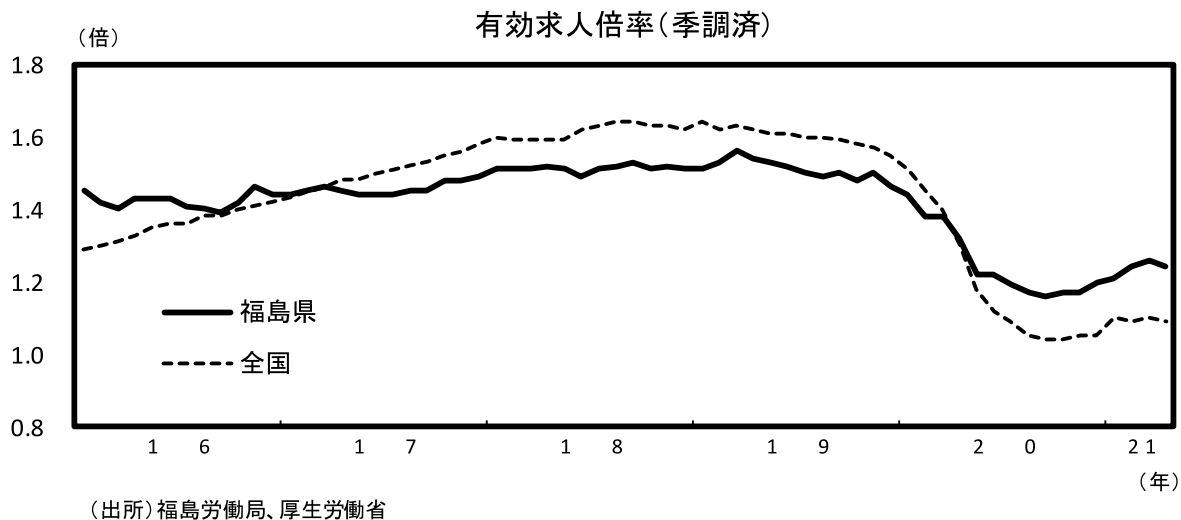
鉱工業生産指数（3月）を主な業種別にみると、情報通信機械、輸送機械は上昇した一方、汎用・生産用・業務用機械、電子部品・デバイス、化学は低下した。



3. 雇用・所得

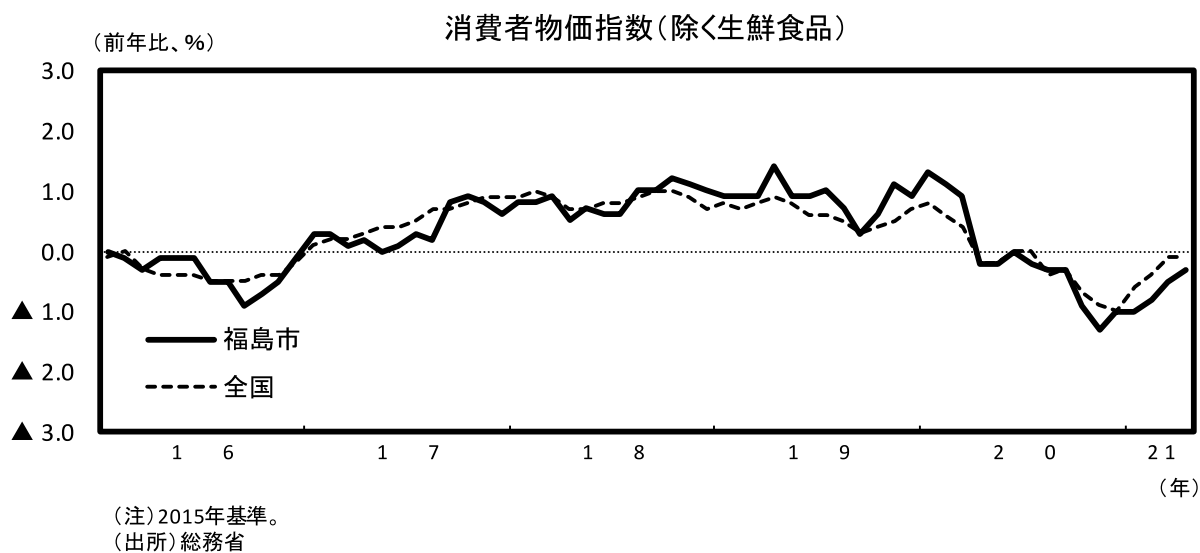
雇用・所得環境は、人員不足感が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きとなっている。

有効求人倍率（4月）は、低下した。



4. 物価

消費者物価指数（除く生鮮食品）（4月）は、前年を下回った。



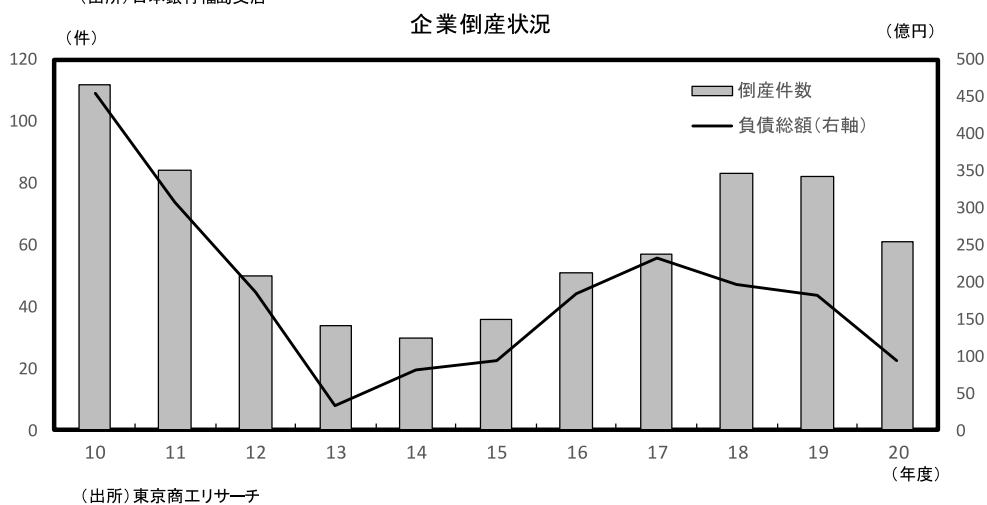
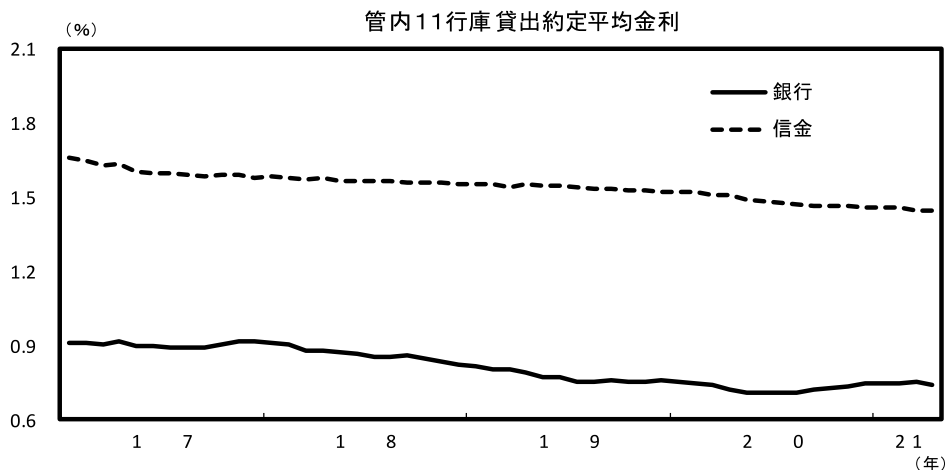
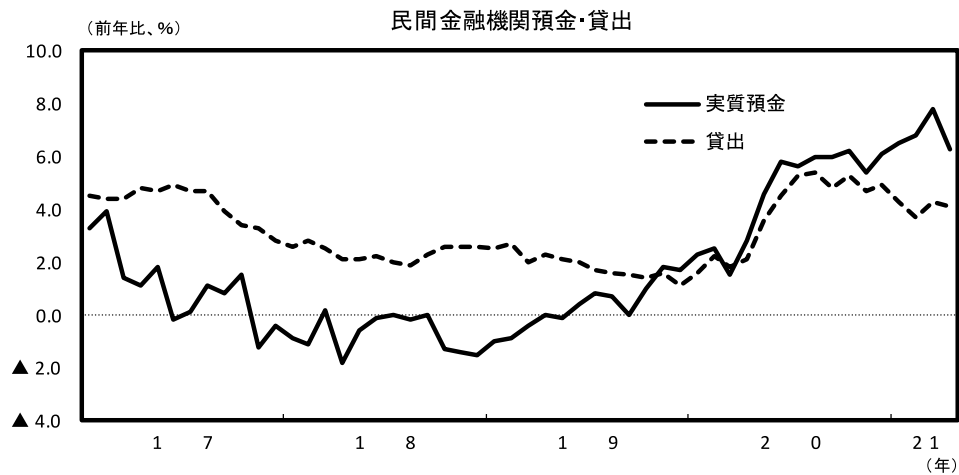
5. 金融情勢

実質預金は、一般預金（個人・法人預金）が前年を上回っていることから、全体でも前年を上回って推移している。

貸出は、前年を上回って推移している。

貸出約定平均金利は、既往ボトムの水準で推移している。

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。



以上

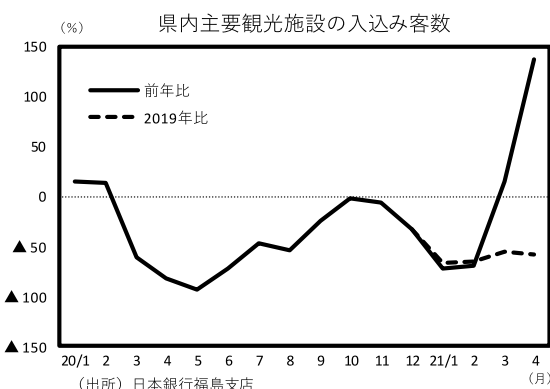
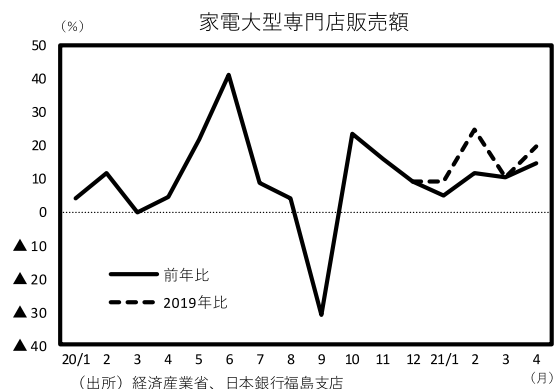
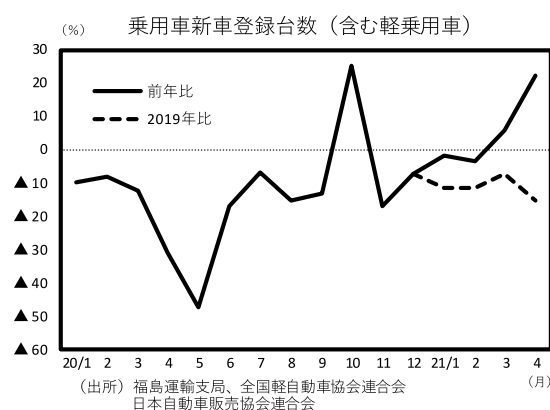
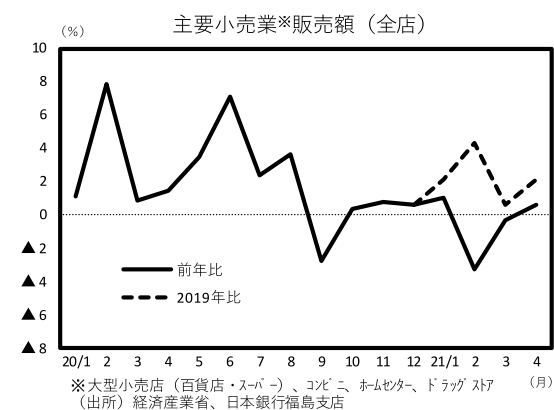
個人消費・参考図表
(福島県金融経済概況 2021年5月分)

【2019年比の推移】

	主要小売業販売額(全店)	乗用車新車登録台数(含む軽乗用車)	家電大型専門店販売額	県内主要観光施設の入込み客数
2021/2月	+4.3%	▲11.6%	+24.5%	▲64.8%
3月	+0.6%	▲7.2%	+10.2%	▲54.8%
4月	+2.1% (+0.6%)	▲15.4% (+22.3%)	+19.6% (+14.7%)	▲57.6% (2.4倍)

注1:()は前年比。

注2:「主要小売業販売額」、「家電大型専門店販売額」は、経済産業省「商業動態統計」を用いた日本銀行福島支店による試算値。



以上

公表時間
4月15日(木) 14時00分



BOJ
Reports & Research Papers

2021年4月15日
日 本 銀 行

地 域 経 済 報 告

— さくらレポート —

(2021年4月)

本報告は、本日開催の支店長会議に向けて収集された情報をもとに、支店等地域経済担当部署からの報告を集約したものである。

東北地域の金融経済概況

【全体感】

東北地域の景気は、引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。もっとも、足もとはサービス消費を中心に新型コロナウイルス感染症再拡大の影響が強まっているとみられる。

最終需要の動向をみると、公共投資は、緩やかに増加している。設備投資は、一部の業種に弱さがみられるものの、持ち直しつつある。個人消費は、持ち直しの動きが一服している。住宅投資は、減少している。この間、生産は、増加している。雇用・所得環境をみると、弱い動きが続いている。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を下回っている。こうした中、企業の業況感は、一部の業種に弱さがみられるものの、改善している。

【各 論】

1. 需要項目別動向

公共投資は、震災復旧・復興関連工事を中心に、緩やかに増加している。

設備投資は、一部の業種に弱さがみられるものの、持ち直しつつある。

3月短観（東北地区）における2021年度の設備投資をみると、非製造業の一部では案件一巡から減少計画となっている。しかし、製造業を中心に2020年度に計画されていた投資の後ずれや新型コロナウイルス感染症の影響で先送りされた案件の再開に加え、将来の需要増加を見込んだ能力増強投資がみられることから、全体では増加する計画となっている。

個人消費については、財消費が総じてみれば堅調である一方、サービス消費は引き続き厳しい状態にあり、持ち直しの動きが一服している。

主要小売業販売額をみると、百貨店やコンビニエンスストアが減少している一方、スーパーやドラッグストア、ホームセンターは堅調に推移している。耐久消費財については、家電販売額が増加しているほか、乗用車新車登録台数は、一部に供給制約の影響がみられるものの、新型車投入効果などから持ち直し基調にある。

この間、サービス消費は、飲食・宿泊を中心に引き続き厳しい状態にあり、足もとは新型コロナウイルス感染症の影響が強まっているとみられる。

住宅投資は、貸家を中心に減少している。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、増加している。

主要業種別にみると、輸送機械は、新型車の販売好調などを受けて堅調に推移している。生産用機械等は、増加している。電子部品・デバイスも、車載・スマホ向けを中心に緩やかに増加している。この間、食料品は、低調な動きとなっている。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得環境をみると、弱い動きが続いている。

労働需給は求人、求職とも弱めの動きとなっている。また、雇用者所得は、前年比マイナスが続いている。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、エネルギー価格の下落などから、前年を下回っている。

5. 企業倒産

企業倒産は、低水準で推移している。

6. 金融情勢

預金動向をみると、個人・法人を中心に全体では前年を上回っている。

貸出動向をみると、個人向け、法人向けの増加を背景に全体でも前年を上回っている。この間、貸出金利は、緩やかながらも低下している。

東北地域の金融経済概況（続）

【企業等の主な声】

一（）内は報告のあった支店等名、[]内はヒアリング先企業等の業種名、<>内は同趣旨の報告のあった支店等名。

項目名	企業等から聞かれた主な声
公共投資	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復旧・復興工事は、放射性物質によって汚染された土壌等を保管する中間貯蔵施設に関する工事などを中心に引き続き高水準となっている。ただし、2021年度の復興予算は、前年度から大幅に減少しているため、工事量は徐々に減少する見込み（福島）。 ・今後は5か年の国土強靱化計画に基づき、大型ダムの工事や日本海沿岸東北自動車道の工事などが予定されており、2021年度の公共工事も高水準で推移する見通し（秋田）。
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車向けの急速な需要回復に伴う業績の改善を受けて、2020年度に大きく減らした設備投資は、2021年度には、コロナ禍前に計画していた水準まで戻すほか、中期的なEV向け部品の需要増加を見据え、工場新設も含めた能力増強投資も検討している（秋田[電子部品・デバイス]）。 ・車載・家電向け需要が回復するもと、コロナ禍における収益悪化を受けて見送っていた維持・更新投資を2021年度は再開する計画（仙台[電気機械]）。 ・外食事業への逆風が強い状況下、大都市圏の既存店舗を閉鎖し、インターネットを通じた物品販売や小売店向け製造販売に経営資源をシフトする計画（秋田[飲食]）。 ・度重なる外出自粛の要請により何れの部門も収益的に厳しく、キャッシュフローも乏しい中、修繕でさえ先送りできるものはせざるを得ない状況に追い込まれている（青森[宿泊]）。 ・欧米向け建設用機械関連製品の需要が持ち直しつつあるが、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せないため、今後も最低限の能力増強投資にとどめる予定（仙台[はん用機械]）。
個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が再拡大した1月以降、外出自粛の動きが強まり、DIY用品の販売が再び好調なことから、売上は、巣ごもり需要がみられ始めた昨年春先並みの高い水準となっている（秋田[ホームセンター]）。 ・巣ごもり消費の傾向が続く中、テレビやエアコンを中心に多くの品目で販売好調が続いている（仙台[家電販売]）。 ・半導体不足による生産調整や、大雪の影響による納期の遅れにより、登録台数は前年を下回っているが、受注台数は新型車効果等から前年を上回っており、販売の回復傾向は続いている（秋田[自動車販売]）。 ・一時期のような買いだめはみられなくなったが、巣ごもり消費の傾向は続いており、日用雑貨等の売上は堅調に推移している（仙台[卸売]）。 ・コロナ禍における消費者の中食・調理需要は、ひと頃に比べると落ち着いているため、今後はセールを積極化することで顧客を囲い込む方針（福島[スーパー]）。 ・主要顧客である高齢層の客足は、感染リスクへの恐れもあってか、引き続き鈍く、全館の売上高が前年を下回る状況を抜け出せずにいる（青森[小売]）。 ・新型コロナウイルス感染症の影響から、葬儀と併せて実施する通夜振る舞い等の会食を行わないケースが多く、売上が押し下げられている。また、婚礼も引き続き件数が低迷しているほか、単価も下がっている（福島[対個人サービス]）。

個人消費等	<ul style="list-style-type: none"> ・2月末にかけて、自治体が発行するプレミアム付き宿泊券の期限前の駆け込み利用がみられたが、「Go To トラベル」が再開されないもとで、期限終了後は再び厳しい状態となっている（秋田[宿泊]）。 ・まん延防止等重点措置の適用により、取引先である飲食店の多くが時短営業や休業等を余儀なくされたことから、受注が一段と落ち込んでおり、4月の売上は前年割れとなる見込み（仙台[卸売]）。
住宅投資	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に加え、引き続き金融機関によるアパートローン審査の厳格化が影響し、貸家の着工戸数が減少を続けている（秋田<仙台>）。 ・コロナ禍において住宅展示場の来場者数は減少しているが、オンラインでの資料請求・商談が増加しており、こうした購入検討者の本気度が高いことから、持家の受注は安定して推移している（仙台）。 ・外出自粛に伴い「住環境を良くしたい」との要望が増えており、実際に、予算を増額して部屋数を増やす建主も出てきている（青森）。
生産	<ul style="list-style-type: none"> ・新型車の販売が好調で、高水準の生産が続いている。令和3年2月福島県沖地震の影響は僅少で、受注も旺盛なことから、先行きの生産も堅調に推移する見通し（仙台[輸送用機械]）。 ・自動車向け・スマホ向け電子部品の受注が増加しており、足もとは高水準の生産が続いている。先行きもEVや5Gスマホの普及に伴う受注増が期待されるなど、好調を維持する見込み（秋田[電子部品・デバイス]）。 ・中国経済の成長に伴い、産業用機械部品の引き合いが強まっており、足もとの生産はコロナ禍前の生産水準を大きく上回っている（福島[はん用機械]）。 ・コンテナ不足の影響から物流コストが上昇しており、原材料調達にかかる費用が急増。一部を航空便に切り替えていることも影響し、採算は大幅に悪化（青森[電気機械]）。 ・新型コロナウイルスの感染者数増加を受け、観光・出張客向け商品を中心に不調。土産物需要はすぐには戻らず、厳しい状況が続く見込み（仙台[食料品]）。
雇用・所得	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における宴会需要の低迷を受け、経営状態が悪化したため、役員手当を一部カットしたほか、希望退職を募集した（仙台[飲食]）。 ・2020年度は、衣料品の売上が大きく減少したことから賞与を減額したほか、毎年行っていた定期昇給も一律で見送る方針（秋田[卸売]）。 ・雇用調整助成金だけでは夜勤手当までは賄えず、1年経過する中で退職者が出始めている。これを受けて副業を認める方向に舵を切った（青森[宿泊]）。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の休業や営業時間の短縮を強いられるなど、厳しい経営状況が続いているが、雇用調整助成金を活用することで正社員やパートの雇用は維持できている（福島[食料品]）。 ・最近の求人動向をみると、自動車やIT関係向け派遣社員の求人が増加する一方、対面型サービス消費向けの求人は依然として低調（仙台[行政機関]）。 ・世界的な自動車需要の回復を受けて受注が増加しているが、人手不足がボトルネックとなり、受注増加に十分にんえられていない。特に、専門性の高い人材の獲得が難しい状態が続いている（福島[輸送用機械]）。 ・半導体製造装置向け部品の需要好調を受けた工場拡張により人手不足感が強まったため、採用を強化し、従業員数を2割増加させた。今後5年間でさらに2割程度増加させる予定（秋田[電気機械]）。

最近の県経済動向

Fukushima Economic Performance Monthly

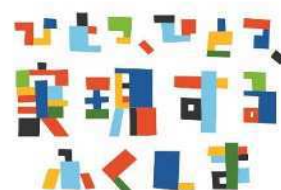
令和3年5月28日

目次

1 本県の経済概況	2～3
2 主な指標の動き	
(1) 個人消費	4～7
(2) 建設需要	8～10
(3) 生産活動	11～12
(4) 雇用・労働	13～15
(5) 物価	16
(6) 企業・金融	17～18
(7) 市場	19
3 主要経済指標	20～26
4 参考	
1 中小企業景況レポート(福島県中小企業団体中央会)	27～31
2 景気動向指数(福島県)	32
3 福島県金融経済概況(日本銀行福島支店)	33
4 月例経済報告(内閣府)	33
5 「最近の県経済動向」総合判断(福島県)	33


(注) 福島県鉱工業指数について、年間補正により令和2年1月以降の数値(原指数及び季節調整済指数)が変更されています。

福島県 企画調整部 統計課



1 本県の経済概況

総合判断


前月判断から 前月据置
の変化方向 

県内の景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。

個別判断

概要

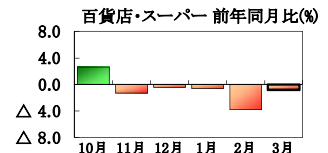
(1) 個人消費

判断の変化方向 

◆ 一部に弱い動きがみられる。

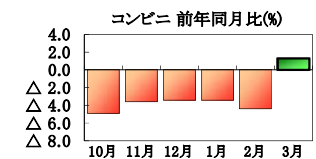
◆ 百貨店・スーパー販売額 (3月)

全店舗ベースで総額約230億円、対前年同月比0.8%減(既存店前年同月比0.2%増)となり、5か月連続で前年を下回っている。



◆ コンビニエンスストア販売額 (3月)

コンビニエンスストア販売額は総額約170億円、対前年同月比1.3%増となり、9か月振りに前年を上回っている。

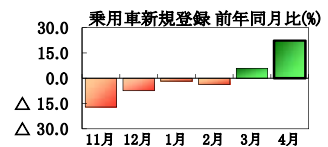


◆ 専門量販店販売額 (3月)


家電大型専門店は総額約50億円(対前年同月比10.3%増)、ドラッグストアは総額約86億円(同3.2%減)、ホームセンターは総額約57億円(同1.3%増)となっている。

◆ 乗用車新規登録台数 (4月)

新規登録台数は4,480台、対前年同月比22.3%増となり、2か月連続で前年を上回っている。



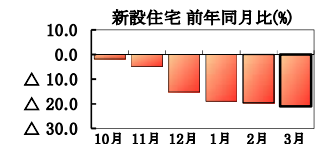
(2) 建設需要

判断の変化方向 

◆ 高水準にあるものの、弱い動きがみられる。

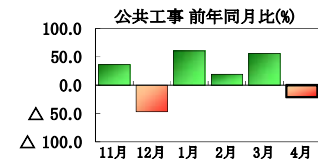
◆ 新設住宅着工戸数 (3月)

新設住宅着工戸数は640戸、対前年同月比21.0%減となり、12か月連続で前年を下回った。



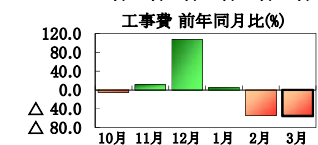
◆ 公共工事請負金額 (4月)

公共工事請負金額は総額約586億円、対前年同月比21.2%減となり、4か月振りに前年を下回った。

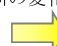


◆ 業務用建築物着工工事費 (3月)

業務用建築物着工工事費は総額約61億円、対前年同月比55.3%減となり、2か月連続で前年を下回っている。



(3) 生産活動

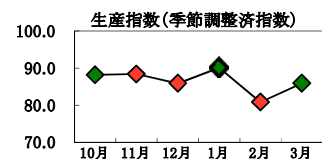
判断の変化方向 

◆ 一進一退の状況が続いている。

◆ 鉱工業指数 (3月)

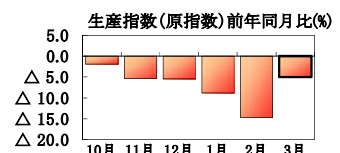
鉱工業生産指数・季節調整済指数(速報値)は85.9、対前月比6.3%増となり、2か月振りに前月を上回った。

なお、原指数(速報値)は98.8、対前年同月比5.0%減となり、令和元年5月以降、前年を下回る動きが続いている。

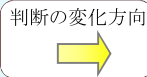


鉱工業出荷指数(季節調整済指数・速報値)は84.3、対前月比2.9%増となり、2か月振りに前月を上回った。

鉱工業在庫指数(季節調整済指数・速報値)は101.4、対前月比4.7%減となり、4か月連続で前月を下回った。



(4) 雇用・労働



◆ 厳しい状況にあるものの、一部に緩やかな改善がみられる。

◆ 求人倍率 (3月)

新規求人倍率は1.87倍(季節調整値)、前月から0.06ポイント増加し、3か月振りに前月を上回っている。

有効求人倍率は1.26倍(季節調整値)、前月から0.02ポイント増加し、4か月連続で前月を上回っている。

なお、有効求人数は平成31年4月以降、前年を下回る動きが続いており、有効求職者数は8か月連続で前年を上回っている。

◆ 雇用保険受給者実人員 (3月)

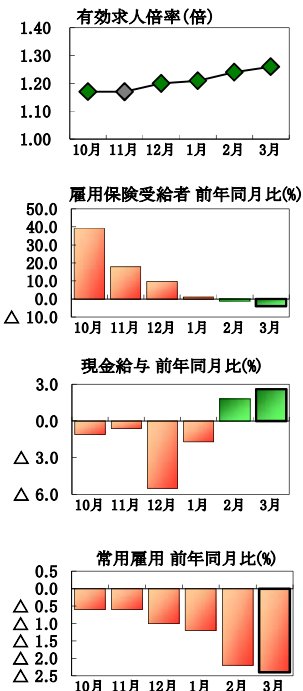
雇用保険(基本手当基本分)受給者実人員は6,056人、対前年同月比4.0%減となり、2か月連続で前年を下回っている。

◆ 労働 (3月)

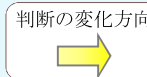
現金給与総額指数は87.4(事業所規模5人以上)、対前年同月比2.6%増となり、2か月連続で前年を上回っている。

所定外労働時間指数は80.8、対前年同月比4.5%減となり、平成30年11月以降、前年を下回る動きが続いている。

常用雇用指数は101.5、対前年同月比2.4%減となり、6か月連続で前年を下回っている。



(5) 物 価



◆ 企業物価指数は前年を上回り、消費者物価指数は前年を下回っている。

◆ 国内企業物価指数 (4月)

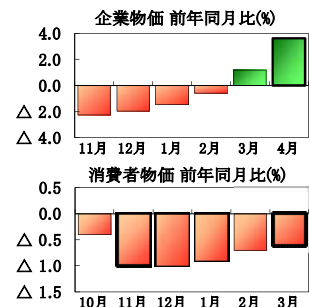
物価指数は103.0(速報値)、対前年同月比3.6%増となり、2か月連続で前年を上回っている。

なお、対前月比は0.7%増となっている。

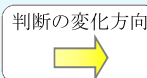
◆ 福島市消費者物価指数 (3月)

物価指数は101.7、対前年同月比0.6%減となり、6か月連続で前年を下回っている。

なお、対前月比は0.2%増となっている。



(6) 企業・金融



◆ 企業倒産は発生しなかった。預金残高、貸出残高はともに前年を上回った。

◆ 企業倒産 (4月)

企業倒産は発生しなかった。

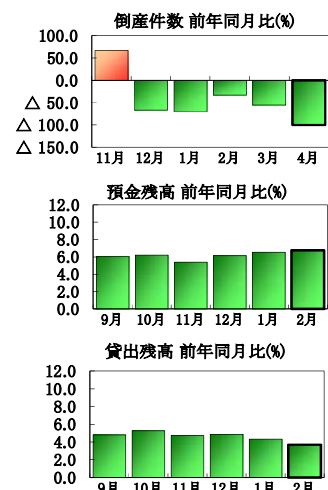
◆ 金融機関預貸残高 (2月)

預金残高は10兆531億円、対前年同月比6.8%増となり、令和元年6月以降、前年を上回る動きが続いている。

貸出残高は4兆6,601億円、対前年同月比3.7%増となり、平成25年6月以降、前年を上回る動きが続いている。

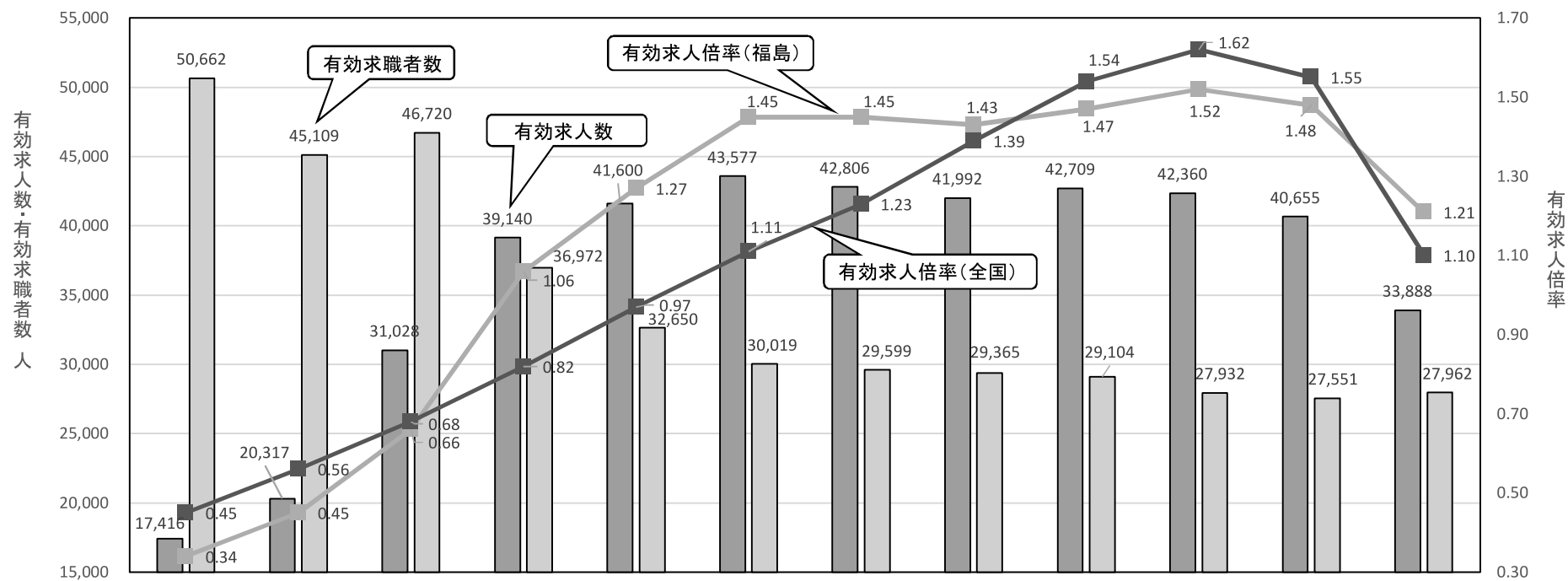
◆ 貸出約定平均金利 (3月)

平均金利は0.751%となり、前月より0.003ポイント上昇し、2か月振りに前月を上回った。



※備考 指標名の色について、前年と比較(鉱工業指数及び求人倍率については、前月と比較)して、改善している指標は緑字、悪化している指標は赤字、同水準である、または個別には判断のつかない指標は灰色で表しています。

有効求人人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移(福島県)



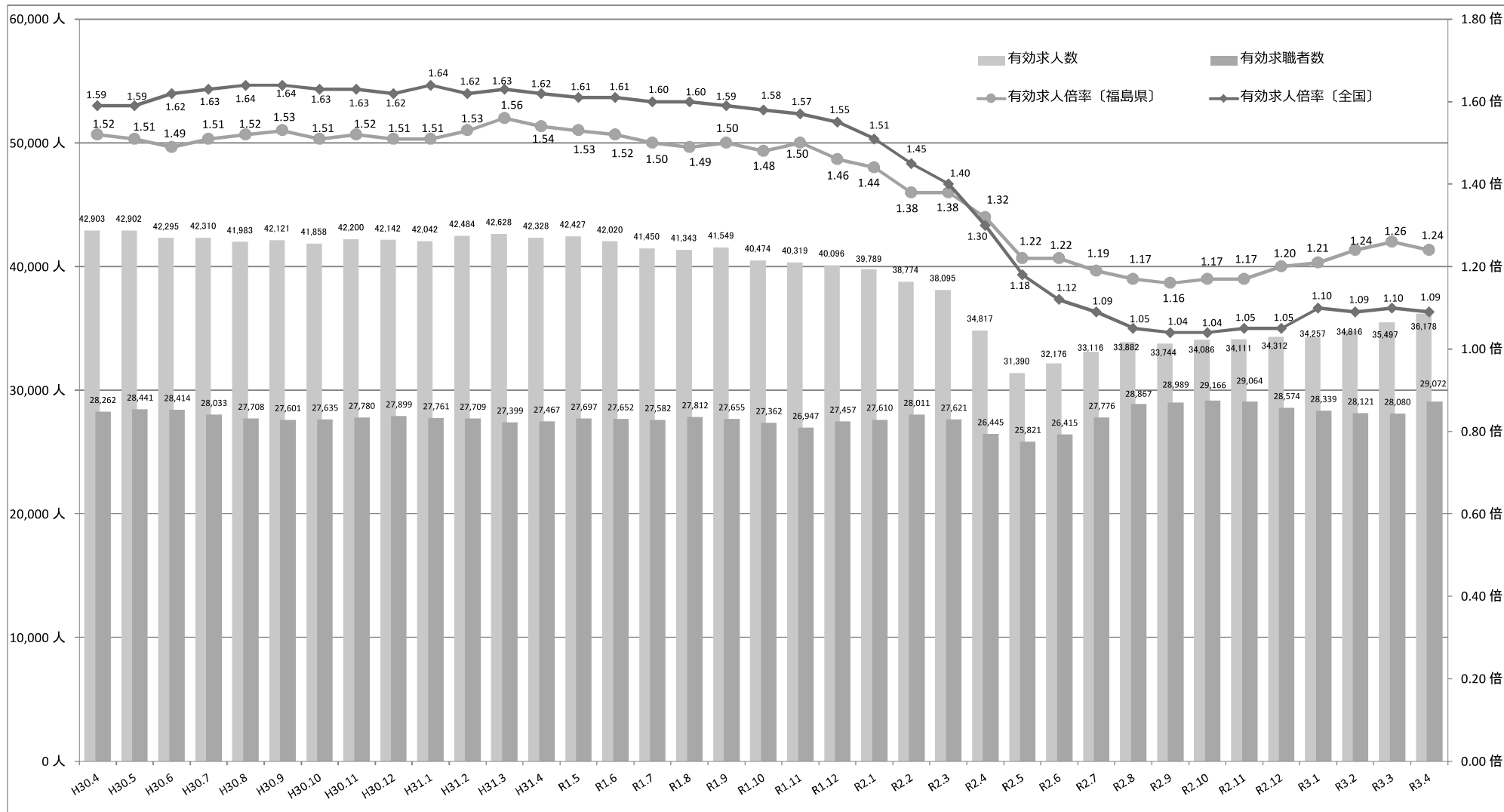
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
有効求人人数	17,416	20,317	31,028	39,140	41,600	43,577	42,806	41,992	42,709	42,360	40,655	33,888
有効求職者数	50,662	45,109	46,720	36,972	32,650	30,019	29,599	29,365	29,104	27,932	27,551	27,962
有効求人倍率	0.34	0.45	0.66	1.06	1.27	1.45	1.45	1.43	1.47	1.52	1.48	1.21
有効求人倍率(全国)	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10

※有効求人人数、有効求職者数、及び有効求人倍率のいずれも原数値

資料出所：福島労働局「職業安定業務統計」

福島県の有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率の状況

福島労働局



※有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率のいずれも季節調整値

季節調整値	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	
有効求人数	42,903	42,902	42,295	42,310	41,983	42,121	41,858	42,200	42,142	42,042	42,484	42,628	42,328	42,427	42,020	41,450	41,343	41,549	40,474	40,319	40,096	39,789	38,774	38,095	34,817	31,390	32,176	33,116	33,882	33,744	34,086	34,111	34,312	34,257	34,816	35,497	36,178	
有効求職者数	28,262	28,441	28,414	28,033	27,708	27,601	27,635	27,780	27,899	27,761	27,709	27,399	27,467	27,697	27,652	27,582	27,812	27,655	27,362	26,947	27,457	27,610	28,011	27,621	26,445	25,821	26,415	27,776	28,867	28,989	29,166	29,064	28,574	28,339	28,121	28,080	29,072	
有効求人倍率〔福島県〕	1.52	1.51	1.49	1.51	1.52	1.53	1.51	1.52	1.51	1.51	1.53	1.56	1.54	1.53	1.52	1.50	1.49	1.50	1.48	1.50	1.46	1.44	1.38	1.38	1.32	1.22	1.22	1.19	1.17	1.16	1.17	1.17	1.17	1.20	1.21	1.24	1.26	1.24
有効求人倍率〔全国〕	1.59	1.59	1.62	1.63	1.64	1.64	1.63	1.63	1.62	1.64	1.62	1.63	1.62	1.61	1.61	1.60	1.60	1.59	1.58	1.57	1.55	1.51	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09

資料出所：福島労働局「職業安定業務統計」

毎月勤労統計調査からみた就業形態別現金給与総額、労働時間等比較(1人当たりの月平均)(事業所規模5人以上)

年	就業形態	現金給与総額 (円)	きまって支給する給与(円)			特別に支払われた給与 (円)	総実労働時間数 (時間)	②所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	時間額 ①/② (円)
			うち ①所定内給与(円)	うち 所定外給与(円)						
30	一般労働者	350,943	292,124	266,891	25,233	58,819	170.5	156.1	14.4	1,710
	パートタイム労働者	100,511	97,373	93,804	3,569	3,138	95.3	91.4	3.9	1,026
元	一般労働者	362,440	298,732	273,879	24,853	63,708	166.2	152.3	13.9	1,798
	パートタイム労働者	101,900	98,991	95,586	3,405	2,909	92.7	90.0	2.7	1,062
2	一般労働者	350,989	291,991	271,477	20,514	58,998	163.3	151.5	11.8	1,792
	パートタイム労働者	95,930	92,434	89,518	2,916	3,496	88.7	86.6	2.1	1,034
2.1	一般労働者	317,294	297,082	273,640	23,442	20,212	154.7	141.9	12.8	1,928
	パートタイム労働者	93,432	92,498	89,123	3,375	934	88.9	86.2	2.7	1,034
2.2	一般労働者	297,737	294,195	269,457	24,738	3,542	167.4	153.5	13.9	1,755
	パートタイム労働者	93,830	93,357	90,299	3,058	473	89.2	86.8	2.4	1,040
2.3	一般労働者	307,036	295,778	272,565	23,213	11,258	166.3	152.4	13.9	1,788
	パートタイム労働者	90,553	89,600	86,542	3,058	953	87.8	85.7	2.1	1,010
3.1	一般労働者	350,989	291,991	271,477	20,514	58,998	163.3	151.5	11.8	1,792
	パートタイム労働者	95,930	92,434	89,518	2,916	3,496	88.7	86.6	2.1	1,034
3.2	一般労働者	300,586	296,603	275,345	21,258	3,983	159.6	147.1	12.5	1,872
	パートタイム労働者	94,260	92,792	90,300	2,492	1,468	85.7	83.7	2.0	1,079
3.3	一般労働者	315,403	296,943	273,741	23,202	18,460	165.0	151.7	13.3	1,804
	パートタイム労働者	98,415	97,252	94,499	2,753	1,163	90.3	87.9	2.4	1,075

※時間額については、小数点以下の端数を四捨五入し算出した。

資料出所：福島県企画調整部統計課「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」(平成30年平均、令和元年平均、令和2年平均、令和2年1～4月分及び令和3年1～4月分)の「時間額」欄は、福島労働局賃金室で試算した。

「賃金構造基本統計調査」における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移(福島県)

表1 企業規模計(10人以上)

福島労働局

性別	年	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)
男子	決まって支給する現金給与額	322.9	0.16	324.1	0.37	324.6	0.15	326.4	0.55	321.7	-1.44	321.4	-0.09
	所定内給与額	291.7	2.60	291.3	-0.14	289.6	-0.58	294.6	1.73	287.3	-2.48	295.3	2.78
女子	決まって支給する現金給与額	221.0	-2.30	222.1	0.50	229.9	3.51	234.0	1.78	230.3	-1.58	230.4	0.04
	所定内給与額	206.3	-2.00	206.4	0.05	213.4	3.39	217.4	1.87	215.5	-0.87	219.7	1.95

資料出所:「賃金構造基本統計調査」

表2 企業規模5人～9人

性別	年	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)	前年比(%)
男子	決まって支給する現金給与額	275.6	10.68	284.6	3.27	256.3	-9.94	262.6	2.46	263.8	0.46	295.5	12.02
	所定内給与額	255.3	9.85	271.9	6.50	242.9	-10.67	249.2	2.59	250.4	0.48	288.1	15.06
女子	決まって支給する現金給与額	206.2	2.64	225.1	9.17	201.6	-10.44	198.6	-1.49	209.0	5.24	216.8	3.73
	所定内給与額	196.1	1.98	217.8	11.07	186.1	-14.55	190.0	2.10	203.4	7.05	214.0	5.21

資料出所:「賃金構造基本統計調査」

連合福島2021春季生活闘争状況(賃金)

2021年5月27日現在

報告済	14	産別 民間	191	組合
未報告	14	産別 民間	98	組合
計	28	産別 民間	289	組合

全方式	企業規模(人)	要求した組合					要求しない組合					未提出組合				
		2019		2020		2021	2019		2020		2021	2019		2020		2021
		5月31日	最終	5月29日	最終	5月27日	5月31日	最終	5月29日	最終	5月27日	5月31日	最終	5月29日	最終	5月27日
D	~99	44/62	64/74	44/53	52/67	29/35	4/62	5/74	4/53	6/67	2/35	14/62	5/74	5/53	9/67	4/35
C	~299	59/73	72/78	57/58	63/65	42/44	2/73	2/78	0/58	1/65	0/44	12/73	4/78	1/58	1/65	2/44
B	~999	44/51	55/59	44/47	46/48	33/35	3/51	3/59	2/47	2/48	2/35	4/51	1/59	1/47	0/48	0/35
A	1000~	32/34	37/39	36/38	42/44	43/44	2/34	2/39	2/38	2/44	0/44	0/34	0/39	0/38	0/44	1/44
計		179/220	228/250	181/196	203/224	147/158	11/220	12/250	8/196	11/224	4/158	30/220	10/250	7/196	10/224	7/158

- ①平均方式及び定昇・賃金カーブ維持の数値
- ②2021年企業規模(A~D)不明組合数 **191組合中8単組**
- ③平均要求方式対象組合員数:**11,297名**
(内妥結人数 **8,961名**)
- ④定昇+ベア要求方式対象組合員数:**14,782名**
(内妥結人数 **10,207名**)
- ⑤個別賃金要求方式対象組合員数:**192名**
- ⑥要求率は要求組合の基準内賃金、妥結率は、妥結組合の基準内賃金は加重平均値である。

平均方式	企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求率			妥結金額			妥結率			
			2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	
			D	~99	20	35	33	12	3	5	8	214,540	207,597	219,957	6,951	7,159	4,668	3.24	3.45	2.12	4,076	4,148	2,875	1.90
C	~299	25	35	28	15	3	1	10	234,446	232,183	235,593	7,367	4,683	4,356	3.14	2.02	1.85	3,400	3,237	3,044	1.47	1.34	1.31	
B	~999	11	16	8	6	1	1	5	262,553	244,815	234,550	8,360	5,021	3,992	3.18	2.05	1.70	2,941	3,041	5,785	1.12	1.24	2.16	
A	1000~	13	13	17	9	0	0	4	290,676	283,631	265,424	7,125	7,318	7,497	2.45	2.58	2.82	4,251	2,872	2,837	1.46	1.01	0.94	
計		69	99	86	42	7	7	27	262,773	251,632	240,297	7,488	5,914	4,918	2.85	2.35	2.05	3,689	3,121	3,406	1.40	1.22	1.36	
											単純平均	5,128						単純平均	3,635					

定昇・賃金カーブ維持	企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求率			妥結金額			妥結率			
			2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	
			D	~99	9	22	8	6	1	3	3	233,775	241,968	216,529	6,101	6,813	5,581	2.61	2.82	2.58	2,949	2,986	4,306	1.27
C	~299	16	22	25	16	1	2	0	233,872	248,040	240,739	6,409	7,216	5,713	2.74	2.91	2.37	3,138	3,733	3,898	1.34	1.50	1.52	
B	~999	22	25	29	18	6	2	4	253,714	261,215	261,940	7,016	8,063	6,532	2.77	3.09	2.49	4,396	5,033	4,472	1.75	1.91	1.69	
A	1000~	28	19	23	28	0	0	0	304,249	293,582	299,198	7,734	7,595	7,729	2.54	2.59	2.58	5,904	5,436	6,010	1.94	1.85	2.02	
計		75	88	85	68	8	7	7	266,134	275,404	277,236	7,119	7,700	7,020	2.67	2.80	2.53	4,659	5,048	4,920	1.75	1.82	1.79	
											単純平均	6,389						単純平均	4,672					

個別方式	企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求率			妥結金額			妥結率		
			2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021	2019	2020	2021
			D	~99	0	3	3	0	0	0	0	-	-	-	3.0	3.0		-	-	-	1.0	1.0-1.5	
C	~299	1	11	7	1	0	0	0	-	-	-	3.0-6.0	3.0-5.2		-	-	-	1.0	0.2-1.0		-	-	-
B	~999	0	7	6	0	0	0	0	-	-	-	3.0	3.0		-	-	-	1.0	1.0		-	-	-
A	1000~	2	5	2	1	0	0	1	-	-	-	3.0-4.0	3.0	3.0	-	-	-	1.0-1.2	0.4		-	-	-
計		3	26	18	2	0	0	1	-	-	-	3.0-6.0	3-5.2	3.0	-	-	-	1.0-1.2	0.2-1.5		-	-	-

※個別方式の組合数は30歳の数値。要求・妥結金額は改善額とし単位は千円。

2021年（令和3年）6月14日

福島地方最低賃金審議会
会長 鈴木 和郎 殿

福島県弁護士会
会長 吉津 健 三

会長声明の送付について

この度当会では、下記のとおり会長声明を發しましたので、送付いたします。

記

福島県地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

以上

なお、この会長声明は、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会、福島労働局、福島地方最低賃金審議会、福島県選出の国会議員各位、日本弁護士連合会、各弁護士会連合会、各弁護士会へ送付しております。



福島県地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論が多数を占め、中央最低賃金審議会は、2020年度（令和2年度）の地域別最低賃金額の引き上げ額について目安額の提示を見送った。これを受けて、福島地方最低賃金審議会も引上げ額を抑制し、2円の引上げにとどまった。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。フランスでは、2021年（令和3年）1月に9.76ユーロから10.03ユーロに引き上げられた。ドイツでは、2021年（令和3年）1月に9.35ユーロから9.50ユーロへ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロへ、2022年（令和4年）1月に9.82ユーロへ、同年7月に10.45ユーロへ引き上げとなることが決定された。多くの国で、コロナ禍でも最低賃金の引き上げが実現しているのである。わが国でも2021年度（令和3年度）の大幅な引き上げが必要である。

- 2 最低賃金の地域間格差が依然として大きく、拡大していることは重大な問題である。

2020年度（令和2年度）の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、福島県は時給800円であり、213円の差がある。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でもきわめて効果がある。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費についての最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている（2017 連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～、中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授作成「最低生計費調査の結果一覧」）。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されず、地域間格差を解消するため、地域別最低賃金を大幅に引き上げなければならない。

- 3 最低賃金引き上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。わが国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策が有効である。
- 4 コロナ禍で地域経済が疲弊している今こそ、最低賃金の引き上げによって地域経済を活性化することが求められている。当会は、国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、福島地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するために、中央最低賃金審議会が、本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申すべきことを求めるものである。

2021年（令和3年）6月8日

福島県弁護士会
会 長 吉 津 健 三

（執行先：厚生労働大臣、中央最低賃金審議会、福島労働局、福島地方最低賃金審議会）

I. 現状認識

【極めて厳しい景況感と予断を許さない雇用情勢】

○日本商工会議所が3月に実施した調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は88.5%（※）で、業況DIもマイナス35.3と大幅なマイナスが続いている。特に、非正規労働者を多く雇用し、最低賃金の影響を受けやすいサービス業ではマイナス48.5で、他の産業よりも厳しい状況。

※「影響が続いている」64.7%、「現時点で影響はないが、今後マイナスの影響が出る懸念がある」23.8%の合計。

○2月の完全失業率は2.9%で、コロナ禍以前の昨年1月の2.4%から0.5ポイント悪化しているものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。一方、有効求人倍率は1.09倍で昨年1月の1.49倍から0.40ポイント低下し、9都道府県では1倍を下回っていることから、足下の雇用情勢は予断を許さない状況。

【コロナ禍でより一層乏しくなっている賃金支払い余力】

○当所の調査では、2020年度に賃上げをした中小企業は40.6%であり、前年同期の63.6%から一気に23.0ポイントも低下。加えて、賃上げ企業のうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は74.8%を占めており、中小企業における賃金支払い余力はより一層乏しくなっている。

【最低賃金の大幅な引上げに伴い広がる影響】

○最低賃金は政府方針に基づき、明確な根拠が示されないまま、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（2020年：1.2%）を大きく上回る3%台の大幅な引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われてきた。（図表1）

○当所の調査では、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した企業の割合は55.0%、「経営への影響があった」と回答した企業の割合も43.9%に達している。（図表2）

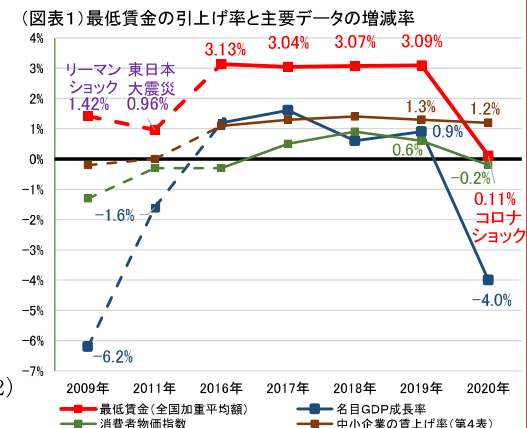
【高まっている中小企業の不満と不安】

○最低賃金を大幅に引上げることで生産性の低い中小企業を淘汰し新陳代謝を促すべきといった意見や、最低賃金を全国で一元化すべきといった意見など、最低賃金に関しては様々な論調があることから、多くの中小企業は戸惑い、懸念を抱いている。

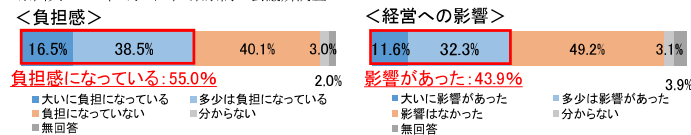
【中小企業の経営実態を考慮し、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を】

○政府方針に基づき「引上げありき」で審議するのではなく、あくまで中小企業の経営実態や地域経済の状況を十分に考慮すべき。

○政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべき。



（図表2）現在の最低賃金額の負担感と経営への影響
※出典：2021年2月 日本・東京商工会議所調査



II. 今年度の審議に対する要望

1. 危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を

○多くの中小企業から、「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する」という政府方針について、コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと、といった不安の声が多く聞かれている。

○政府は、企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、最低賃金に関しては現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな方針を設定すべき。

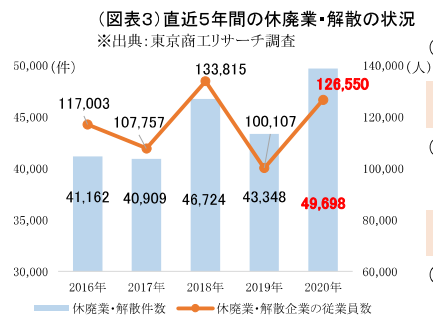
2. コロナ禍の危機的な経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を

○昨年に休業業・解散した企業は約5万件と前年比14.6%増えたとの調査結果もあることから（図表3）、今後も倒産・廃業が目を追うごとに増加することが懸念される。

○現在の最低賃金額が負担になっている中小企業は過半数を超え、コロナ禍で深刻な影響が出ている「宿泊・飲食業」に加え、「介護・看護業」、「運輸業」など幅広い業種で負担になっている企業の割合が高い。

○最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることができない。このため更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。

○今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべき。



3. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

○諸外国では全国一律に最低賃金額を決定しているケースもあるが、わが国が採っているランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定していることから、合理的なシステムである。

○最低賃金は全国で一元化すべきではなく、地域の経済実態に基づいたランク制を堅持すべき。

4. 各種支援策の強化・拡充を

○最低賃金の大幅な引上げ等に伴い、多くの企業で人件費が増加している中で、人件費を含めたコスト増加分を適正に価格転嫁できるよう、関係省庁は、官民協力のもとで、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進を図るなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充していくべき。

○最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」を幅広く周知し、利用を促進すべき。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

○各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めとすべき。

6. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

○地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

Ⅲ. 最低賃金に関する主な論調に対する見解

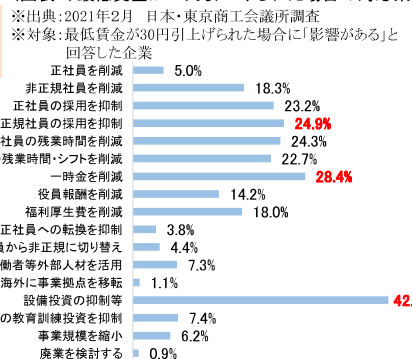
論調①:最低賃金の大幅引上げにより、生産性の低い中小企業の倒産・廃業、合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する

- 中小企業は経済活力の源泉。特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在。
- 多くの中小企業は、働き方改革や身の丈IoTの導入に加え、コロナ禍における新事業展開・業態転換など、今まさに労働生産性の向上や事業の立て直しに取り組んでいる最中であり、こうした取組が成果を出すまでには相応の時間がかかる。対して、最低賃金は業績の良し悪しに関わらず、罰則付きで直ちに適用される。
- 「人手不足の状況下では、中小企業が倒産しても失業は増えない」との意見は、職探しに時間がかかることによって発生する摩擦的失業を無視しており、企業の合併・統合も容易に行われるとは限らない。
- そもそも「日本全体の生産性が向上した結果、支払原資が増えることで、最低賃金を含む賃金水準が引上がる」のであって、因果関係が逆である。

論調②:最低賃金の引上げは、「経済の好循環」の継続・拡大に寄与するので、今後も引上げを継続していくべき

- 最低賃金引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的である。
- 当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として「設備投資の抑制等」が最も多い(図表4)。最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっており、企業の生産性向上、労働者の賃上げ、消費者の購買力向上、消費の拡大という「経済の好循環」を阻害する恐れがある。

(図表4)最低賃金が30円引上げられた場合の対応策



論調③:日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながる

- 仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。
- 企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きく効率的に生産や販売活動ができる都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。
- そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。

論調④:最低賃金を大幅に引上げても雇用情勢に大きな影響がないことから、更に引上げても問題はない

- 最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることができない。このため、コロナ禍で先行きが見通せない現状において、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
- したがって、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは、コロナ禍で特に業況が厳しい企業が多く存在している経済情勢下では、失業者を発生させるリスクがあると考えるべきである。

論調⑤:日本の最低賃金は国際的に見て低い水準である

- パートタイム労働者を含めた全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べて決して見劣りするレベルではない。
- 日本は最低賃金だけが低いのではなく国全体の労働者の平均賃金が低い状況にあることから、国全体の労働者の平均賃金の底上げには、国全体の労働生産性の向上が不可欠である。

※参考：地域別最低賃金制度の概要

1. 制度の概要

- 国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない制度。

2. 目的

- 地域別最低賃金の主たる役割・機能は、全ての労働者の賃金の最低限を保障する「セーフティネット」。
- ※最低賃金法(昭和34年)第1条(目的):この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

3. 対象

- 最低賃金は原則、事業場で働く常用、臨時、パートなど全ての労働者と、労働者を1人でも雇用している全ての使用者が対象。

4. 決定過程

- ※中央・地方最低賃金審議会は公・労・使の三者同数の委員で構成される(法第22条)
- ①中央最低賃金審議会が47都道府県をA～Dの4ランクに分けて(図表5)、ランクごとの地域別最低賃金額の改定に関する「目安」を審議・決定(例年は7月)。
- ②47都道府県ごとに設置された地方最低賃金審議会が「目安」を参考にして、地域別最低賃金額を調査・審議し、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の意見を聴いて、地域別最低賃金を決定(例年は8月)。
- ③その後、公示を経て、10月初旬(多くの都道府県は10月1日)から改定された最低賃金額が発効。

5. 決定基準

- 地域別最低賃金は法第9条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定める、と規程されている。(図表6)

6. 罰則

- 地域別最低賃金以上の賃金を支払わなかった場合は、法第40条に基づき、50万円以下の罰金を適用。

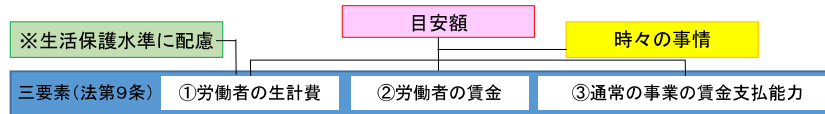
7. 減額特例

- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は都道府県労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能(法第7条)。

(図表5)目安制度におけるランク制 ※ランク制の導入は昭和53年。下記は東京都を100とした総合指標に基づく各道府県の総合指数。

所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19の指標をもとに、47都道府県を総合指数化し、A～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定。	Aランク (6都府県)	東京都 100 千葉県 81.0	Cランク (14道県)	群馬県、岡山県 76.1 徳島県 72.6
	Bランク (11府県)	京都府 79.6 山梨県 76.5	Dランク (16県)	福島県 70.7 沖縄県 63.1

(図表6)目安審議における考慮要素 ※2014年度の改定で、全都道府県において生活保護水準との乖離は解消した。



最低賃金に関する要望

～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～

2021年4月15日

日本商工会議所

東京商工会議所

I. 現状認識

【極めて厳しい景況感と予断を許さない雇用情勢】

日本商工会議所が3月に実施した LOBO（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響がある（※）と回答した企業の割合は 88.5%で、昨年3月以降この割合は一貫して9割前後で推移している。

また、緊急事態宣言の再発出・延長の影響もあり、3月の全産業合計の業況DIはマイナス35.3と大幅なマイナスが続いており、先行きも見通せないことから、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。特に、非正規労働者を多く雇用し、最低賃金の影響を受けやすいサービス業ではマイナス48.5で、他の産業よりも厳しい状況となっている。

雇用状況に関しては、2月の完全失業率は2.9%で、コロナ禍以前の昨年1月の2.4%から0.5ポイント悪化しているものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。一方、有効求人倍率は1.09倍で、昨年1月の1.49倍から0.40ポイント低下し、9都道府県では1倍を下回っていることから、足下の雇用情勢は予断を許さない状況である。

2月のLOBO調査では、新型コロナウイルスの影響を踏まえた雇用・採用関連の対応として、「従業員の人員整理を検討・実施」と回答した企業の割合は僅か6.2%にとどまっているなど、多くの中小企業は雇用調整助成金等の各種支援策を活用しながら、「事業の存続」と「雇用の維持」にギリギリの努力を続けているが、感染による影響が長期化し収束が見通せない中で、こうした努力も限界に達し、倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念される。

※「影響が続いている」64.7%、「現時点で影響はないが、今後マイナスの影響が出る懸念がある」23.8%の合計。

【コロナ禍でより一層乏しくなっている賃金支払い余力】

企業が賃上げする際の重要な考慮要素である労働生産性は、中小企業では一貫して横ばいで大企業との格差が広がっており、労働分配率も大企業が40%台であるのに対して中小企業は70%台で推移して、付加価値額の多くが人件費に費やされている。

こうした状況の中、LOBO調査によると、2020年度に賃上げをした中小企業は40.6%であり、前年同期の63.6%から一気に23.0ポイントも低下していることに加え、賃上げした企業のうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は実に74.8%を占めていることから、中小企業における賃金支払い余力はより一層乏しくなっているのが実態である。

更に、人件費を含めたコスト増加分の価格転嫁については、BtoB、BtoCともに転嫁に難航している企業が実に約7割に達している。

【最低賃金の大幅な引上げに伴い広がる影響】

最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用されることから、通常の賃上げとは異なる性格を有している。しかし、最低賃金は政府方針に基づき、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない状況下で、明確な根拠が示されないまま、名目 GDP 成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（2020年：1.2%）を大きく上回る3%台の大幅な引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われてきた。昨年度の全国加重平均額はコロナ禍により1円の引上げであったが、最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ7年間で62万者も減少している中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。

こうした中、当所が本年2月に実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」で、現在の最低賃金額について、「負担になっている」と回答した企業の割合は55.0%で、「経営への影響があった」と回答した企業の割合も43.9%に達している。

更に、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す「影響率」は、2009年度の2.7%から2019年度は16.3%と大幅に上昇しており、東京都（18.9%）を含む35都道府県が10%以上で、神奈川県（32.1%）、北海道（23.9%）、大阪府（22.5%）では20%を超えている。

【高まっている中小企業の不満と不安】

このように最低賃金の大幅な引上げに伴う影響が広がっている中で、最低賃金の審議で政府方針に代表される「時々の事情」が重視され、明確な根拠が示されないまま大幅に引上げられてきたことに対する不満が高まっている。また、コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、現在の政府方針を踏まえると、再び中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと、といった不安の声も多く聞かれている。

政府はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきた。こうした中、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。

加えて、最低賃金を大幅に引上げることで生産性の低い中小企業を淘汰し新陳代謝を促すべきといった意見や、最低賃金を全国で一元化することで地方から都市部への労働移動を抑制し地方創生を推進すべきといった意見など、最低賃金に関しては様々な論調があることから、多くの中小企業は戸惑い、懸念を抱いている。

【中小企業の経営実態を考慮し、明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を】

中小企業は、企業数の99%、雇用の約7割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎である。したがって、最低賃金は、政府方針に基づき「引上げありき」で審議するのではなく、あくまで中小企業の経営実態や地域経済の状況を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

また、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を

整備すべきである。

こうした現状認識のもと、当所は今年度の審議にあたり下記の事項を強く要望するとともに、最低賃金に関する様々な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

記

Ⅱ. 今年度の審議に対する要望

1. 危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を

今年度の最低賃金の審議に関しては、多くの中小企業から、「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持する」という政府方針や、本年1月の通常国会における菅内閣総理大臣の施政方針演説における「最低賃金は、雇用にも配慮しながら継続的な引上げを図り、経済の好循環につなげていく」旨の発言を踏まえると、コロナ禍で昨年度と同様に危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと、といった不安の声が多く聞かれている。

現在の全国加重平均額902円が、政府が目指す1,000円になると約11%の大幅な引上げになり中小企業の経営に与えるインパクトが非常に大きいことから、これまで当所は政府方針に基づく「引上げありき」ではなく、あくまで中小企業の経営実態を重視した審議を行うべきであると主張してきた。

例年6月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」には最低賃金に関する政府方針が示されるが、政府は、企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、最低賃金に関しては現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな方針を設定すべきである。

2. コロナ禍の危機的な経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を

地域別最低賃金の決定にあたっては最低賃金法第9条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案することが求められている。しかし、最低賃金は、政府方針に基づき明確な根拠が示されないまま、3%台の大幅な引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われてきたことから、中小企業にとって負担感が増している。

最低賃金は、政府方針に基づき「引上げありき」で審議するのではなく、あくまで中小企業の経営実態や地域経済の状況を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

特に、今年度は、コロナ禍の危機的な経済情勢が続いていた中で、緊急事態宣言が再発出・延長されたことで、飲食業では営業時間の短縮要請、観光産業ではGoToトラベルの一時停止により、関連する業種の企業も含め、昨年度以上に厳しい業況の企業が多い。また、昨年に休廃業・解散した企業は約5万件と前年比14.6%増えたとの調査結果もあることから、今後も倒産・廃業が目を追うごとに増加することが懸念される。コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業がこの危機を乗り切るための経営支援に最優先で取り組むべきである。

当所が本年2月に実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」では、今年度の最低賃金の改定について、「引上げはせずに、現状の金額を維持すべき」と回答した企業の割合は51.2%、「引下げるべき」と回答した企業の割合は5.4%となり、引上げに反対する企業は半

数を超えている。また、同調査で、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した中小企業は過半数を超え、特にコロナ禍で深刻な影響が出ている「宿泊・飲食業」に加え、「介護・看護業」、「運輸業」といった労働集約型産業の他、「製造業」、「卸売・小売業」など幅広い業種で負担になっている企業の割合が高い。

また、最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることができない。このため、コロナ禍の収束が見通せない現状において、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。

したがって、今年度は、中小企業の経営実態や足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべきである。

3. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

最低賃金は、47都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19の指標をもとにA～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。諸外国では全国一律に最低賃金額を決定しているケースもあるが、わが国が採っているランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定していることから、合理的なシステムである。

一方、東京都をはじめとしたAランクの地域別最低賃金額がCランクやDランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金を全国で一元化すべきとの論調があるが、10頁に記載の通り、最低賃金の全国一元化は地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねない。

したがって、最低賃金は全国で一元化すべきではなく、地域の経済実態に基づいたランク制を堅持すべきである。

4. 各種支援策の強化・拡充を

最低賃金の大幅な引上げに加え、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革への対応に伴い、多くの企業で人件費が増加している中で、コスト増加分の価格転嫁については、BtoB、BtoCともに転嫁に難航している企業が約7割に達している。したがって、人件費を含めたコスト増加分を適正に価格転嫁できるよう、中小企業庁等関係省庁は、官民協力のもとで、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進を図るなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充していくべきである。

また、中小企業は現下のコロナ禍及び収束後を見据えた需要の変化に的確に対応していく必要があることに加え、改正高年齢者雇用安定法・改正女性活躍推進法など労働法制への対応、インボイス導入など各種の制度変更にも着実に対応していく必要がある。こうした制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、デジタル化をはじめとする設備投資、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「中小企業生産性革命推進事業」は非常に有効な施策であることから、幅広く周知し、利用を促進していくべきである。

中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する

「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。本助成金に関しては、当所の要望に基づき「20円コース」が新設された他、これまでも助成対象事業場の拡大や助成上限額の引上げ、申請時に必要であった納税証明書の提出を不要とするなど申請手続きの簡素化が図られ、使い勝手が向上していることから、厚生労働省は本助成金を幅広く周知し、利用を促進していくべきである。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会での目安に関する答申が出た後に各都道府県の地方最低賃金審議会での実質的な審議が始まり、地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。

このため、各企業は、地方最低賃金審議会での改正決定から10月1日前後の発効までの2カ月程度で最低賃金の引上げに対応せざるを得ないことから、当所には「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の支払い原資を確保するための時間も必要だ」といった中小企業の「生の声」が多く寄せられている。

したがって、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

6. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

特定の産業または職業について設定される特定最低賃金には、都道府県ごとに適用されるものが227件ある。特定最低賃金の改定または新設は関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。一方、2020年度の審議・決定状況を見ると、地域別最低賃金額を下回っているにも関わらず改定されなかった特定最低賃金は50件あり、このうち改正の申出が無かったものが28件ある。

地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、これらの特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

Ⅲ. 最低賃金に関する主な論調に対する見解

最近、最低賃金に関する様々な論調があり、多くの中小企業が不安を募らせていることから、主な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

論調①：日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である。したがって、最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する。

【わが国経済における中小企業の位置付け】

日本全体の生産性は長きにわたり低迷し、先進国の中で下位にあるのは事実である。また、大企業の労働生産性は回復傾向だが、中小企業はここ数年一貫して横ばいである。

一方、図表の数値が示している通り、わが国経済における中小企業の位置付けは極めて重要であることは言うまでもない。中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在である。また、大企業のサプライチェーンの中でも重要な役割を担っている。

したがって、中小企業の成長・発展、大企業と中小企業との連携や共存共栄なしに、日本経済は成立しない。

<わが国経済における中小企業の位置付け>

項目	中小企業における数値	中小企業が占める割合
企業数	358 万者	99.7%
従業者数（全国）	3,220 万人	68.8%
従業者数（政令市と東京 23 区の合計）	1,265 万人	52.8%
従業者数（政令市と東京 23 区以外の地域）	1,955 万人	85.6%
付加価値額	135.1 兆円	52.9%

※従業者数に関するデータは、経済センサスで本社等一括調査を導入していることに留意する必要がある。
※出典：中小企業庁

【新陳代謝が進む中で、今まさに生産性向上に取り組んでいる中小企業】

「日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である」との論調に対して、中小企業数は市場メカニズムや後継者難などにより 7 年間（2009 年→2016 年）で 62 万者（420 万者→358 万者）、直近 2 年間（2014 年→2016 年）では 23 万者（381 万者→358 万者）と、人口の減少率を大きく上回るペースで減少しており、すでに新陳代謝は進んでいる。

更に、2020 年に休廃業・解散した企業は 4 万 9,698 件（東京商工リサーチ調べ）、前年比 14.6%増となり、2000 年の調査開始以降で最多を記録している。また、休廃業・解散企業の従業員数は 12 万 6,550 人にのぼるなど、コロナショックは企業の事業活動と雇用に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中で、多くの中小企業は「働き方改革関連法」の施行を契機に、時間外労働の削減等の働き方改革や身の丈IoTの導入などに加え、コロナ禍における新事業展開・業態転換など、今まさに労働生産性の向上や事業の立て直しに取り組んでいる最中であり、こうした取組が成果を出すまでには相応の時間がかかる。対して、最低賃金は業績の良し悪しに関わらず、罰則付きで直ちに適用される。

当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として、「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。こうした観点からも、中小企業の経営実態を考慮することなく、最低賃金を大幅に引上げるべきではない。

なお、日本の生産性の低さは、大企業も含めた日本全体の問題であり、中小企業のみを問題として取り上げるべきではない。

【最低賃金の大幅な引上げと生産性向上との関係性】

「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調について、最低賃金の引上げによる生産性向上への効果は確認されないとする研究がある。

更に、「人手不足の状況下では、中小企業が倒産しても失業は増えない」との意見は、職探しに時間がかかることによって発生する摩擦的失業を無視しており、企業の合併・統合も容易に行われるとは限らない。

したがって、わが国全体の生産性向上には、強制力のある最低賃金の大幅な引上げにより中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促す手法は採るべきではなく、取引適正化やデジタル実装支援、働き方改革への対応支援等を講じることで、中小企業が生み出す付加価値をより一層高めていくとともに、中小企業の労働生産性を向上させていくことが不可欠である。

なお、この論調に関しては、そもそも「日本全体の生産性が向上した結果、支払原資が増えることで、最低賃金を含む賃金水準が引上がる」のであって、因果関係が逆である。

【大企業と中小企業の新たな「共存共栄関係の構築」が必要】

中小企業の取引構造に関して、中小製造業の実質労働生産性の伸びは大企業と遜色ないレベルにある一方で、大企業に比べて価格転嫁力に差があることから、中小製造業の生産性は低迷したままであり、売上高伸び率や営業利益率も取引の階層が下がるに連れて低下する傾向がある。

このため、中小企業が生産性を向上し、賃上げ原資を確保するには「取引価格の適正化」を通じて、大企業と中小企業が生産性向上の果実もコストアップ分もサプライチェーン全体で分け合い共に付加価値向上を目指していく、「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進が必要であり、わが国経済全体の成長基盤の強化、ひいては「経済の好循環」にも不可欠である。

したがって、中小企業庁は関係省庁等との連携のもと、「パートナーシップ構築宣言」を含めた取引適正化支援をより一層強化・拡充していくべきである。

【地域経済の発展や地方創生の視点が欠如】

「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調により、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることが懸念される。

中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在であるが、地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて1社あたりの付加価値額が低いことから、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、地方の中小企業が経営不振に陥り、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。

加えて、この論調は、中小企業が倒産・廃業しても、人手不足の状況下であれば労働者は他社へ円滑に移動できることから失業は発生しないという考えを前提としている。しかし、地方など大都市以外の地域では中小企業の従業者比率は8割を超えており、大都市部の5割強に比べて格段に高い中で、この論調は景気後退により雇用情勢が悪化する可能性や、

労働者が他社へ移動する際のスキル習得に要する時間や社会的費用が発生するといった摩擦的失業を考慮していないことから、円滑な労働移動が保障されているという前提は適当ではない。

したがって、最低賃金を大幅に上げると、失業者が発生するリスクがあると考える方が自然である。また、地方の中小企業で雇用されていた労働者が失業すれば、仕事を求め都市部へ移動することも十分に予見される。

以上から、地方創生の重要性が一層増している中で、この論調には地域経済の発展や地方創生の視点が欠如していると言わざるを得ない。

なお、2020年度版小規模企業白書によると、人口密度の低い地方部ほど、百貨店や総合スーパー等が少ない一方で、食品小売業等の専門店は一定程度立地していることから、小規模事業者が地域住民の生活を支えている実態がうかがえる。また、幅広い年齢層の地域住民が小規模事業者を通じて地域とのつながりを感じており、地域の課題解決に向けた中心的な役割を担う存在としても小規模事業者への期待は大きい。更には、小規模事業者は高齢者や女性が継続して長く働ける場を提供している。こうしたことから、小規模事業者は、地域経済のみならず、地域コミュニティや共助を支えるなど、生産性だけでは測れない大切な機能を有している。

<最低賃金のランク別 企業1社あたり付加価値額（万円）>

項目	企業1社あたり付加価値額	
	企業1社あたり付加価値額	中小企業1社あたり付加価値額
Aランク	12,249	5,058
Bランク	4,430	3,165
Cランク	4,213	3,162
Dランク	2,980	2,508

※出典：中小企業庁、日本商工会議所

【最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障】

そもそも、最低賃金の目的は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、だからこそ強制力を伴っている。また、最低賃金は公労使が参加する審議会で議論し決定するものであり、その決定基準も最低賃金法により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定める、とされている。

余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、最低賃金の目的や法の趣旨を踏まえると、政府は賃金水準の引上げや日本全体の生産性の向上に際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、あくまで取引適正化やIoT等の活用支援、働き方改革への対応支援を通じて中小企業の労働生産性を向上させていくことで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していくべきである。

論調②：最低賃金の引上げは、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、更に消費の拡大につなげる「経済の好循環」を継続・拡大させることに寄与するので、今後も引上げを継続していくべきである。

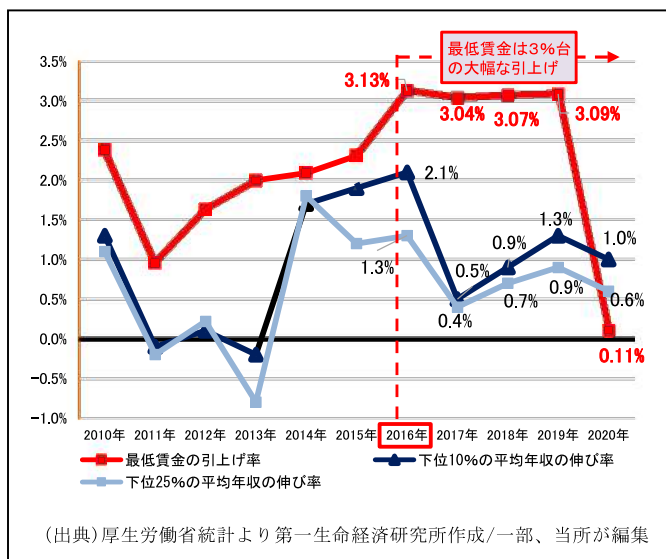
【最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的】

最低賃金は「経済の好循環」を継続・拡大させることを目的の一つとして、2016年から2019年までの4年連続で3%台の大幅な引上げが行われた。

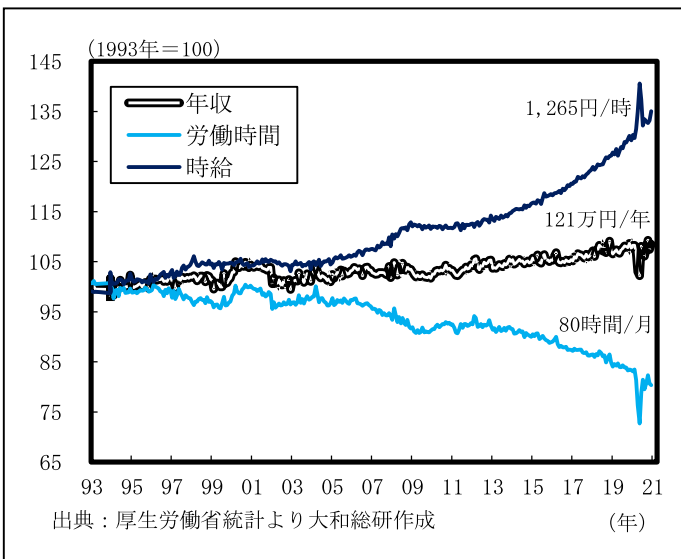
しかし、「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金分布下位10%の者（2020年、17万5,900円）、下位25%の者（同年、21万2,200円）の賃金の対前年比伸び率は、最低賃金が3%台の大幅な引上げとなった2016年以降、3%に達しておらず低い伸び率にとどまっている。

また、パートタイム労働者は時給が上がると、労働時間を減らす傾向が顕著に表れ、その結果、年収はわずかな増加にとどまっているという調査結果もある。多くの企業で配偶者（家族）手当の支給基準額となっている「103万円の壁」や、社会保険加入の基準額である「130万円の壁」を意識し、労働時間を調整していることが想定される。こうしたことから、最低賃金の引上げによる労働者への賃上げ効果は極めて限定的である。

＜賃金分布下位層の平均年収の伸び率＞



＜パートタイム労働者の年収・労働時間・時給の推移＞



【最低賃金の大幅な引上げは「経済の好循環」を阻害する恐れ】

そうした中、賃上げ原資を創出するには生産性の向上が必要だが、当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。

したがって、最低賃金の引上げは、企業の生産性向上、労働者の賃上げ、ひいては消費者の購買力向上、消費の拡大という「経済の好循環」を阻害する恐れがある。

論調③：日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながる。

【全国一元化により地域経済が一層衰退する懸念】

日本の最低賃金を全国で一元化すべきであるという論調は、東京都をはじめとしたAランクの地域別最低賃金額がCランクやDランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金が低い地域の金額を高い地域に合わせることを意図しているものと思われる。仮に、地域別最低賃金額が最も安い県（792円）を、最も高い東京都（1,013円）に合わせると、最も安い県の企業は、従業員一人あたり年間で約50万円の負担増になる。

こうした中、仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。

また、企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きく効率的に生産や販売活動を行うことができる都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。

そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。そうなってからでは手遅れであるばかりか、地域の活力を再び取り戻すには相当の時間と社会的コストがかかることを考慮しなければならない。

したがって、最低賃金の全国一元化が地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねない。

【地域別最低賃金額の違いは地方創生の阻害要因ではない】

最低賃金の決定には、地域ごとの労働者の生計費が考慮されている。都道府県ごとの標準生計費に占める地域別最低賃金額の割合を比較してみると、都道府県ごとにバラツキはあるものの、CランクやDランクが総じて低いということはない。また、都道府県別の一般労働者の賃金額や一人当たり家計消費額との比較においても同様である。

つまり、東京都をはじめとしたAランクは地域別最低賃金額は高いものの生計費も高いことから、CランクやDランクと比べて、労働者にとって金銭面でのアドバンテージがある訳ではない。したがって、地域別最低賃金額の違いは東京一極集中に代表される地方から都市部への労働移動の促進や、地方創生を阻害する要因になっているとは言えない。

それでも、地方から都市部への労働移動に歯止めがかからないのは、進学や就職など、都市部には充実した教育環境や雇用機会、多様な商品やサービス、文化やレジャーが揃っていることが要因と思われる。

東京一極集中に代表される地方から都市部への労働移動を是正し、地方創生を推進していくことは国是である。ただし、地方創生を推進していくには最低賃金を全国で一元化するのではなく、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に則り、国・地方・民間が連携して様々な施策を総合的に推進していくことやコロナ禍を契機としたテレワークの普及・定着を通じた地方での就労を推進していくことが求められる。

なお、日本の最低賃金の決定システムは、生計費の違いを考慮しランク制のもとで地域別最低賃金額を決定していることから、諸外国のシステムに比べて、より地域の実態を反映した合理的なシステムであると言える。

論調④：最低賃金は政府方針により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る引上げが行われたが、雇用情勢に大きな影響がないことから、更に引上げても問題はない。

【中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている】

最低賃金は中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（2020年：1.2%）を大きく上回る3%台の引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われたことから中小企業の負担は増している。当所が本年2月に実施した調査によると、現在の最低賃金額に対し、「負担になっている」と回答した企業は55.0%で、「経営への影響があった」と回答した企業は43.9%に達している。

また、中小企業の労働分配率（大企業49.0%、中小企業75.1%）は高止まりしており、付加価値額の多くが人件費に費やされている。こうした状況の中、LOB0調査によると、2020年度に賃上げをした中小企業は40.6%であり、前年同期の63.6%から一気に23.0ポイントも低下していることに加え、賃上げした企業のうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は実に74.8%を占めていることから、中小企業における賃金支払い余力はより一層乏しくなっている。

【景気後退による雇用情勢の悪化により失業者が発生するリスク】

最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることができない。このため、コロナ禍の収束が見通せない現状において、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。

なお、当所の調査によると、最低賃金の引上げによって「正社員の採用を抑制した」と回答した企業は12.1%、「非正規社員の採用を抑制した」と回答した企業は10.9%となるなど、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは雇用にマイナスの影響を与えることが懸念される。

また、新型コロナウイルスによる影響は広範囲の企業に及んでいるが、特に宿泊、飲食、観光、娯楽等をはじめとするサービス業やこれらに関連する小売業への影響が顕著である。こうした業種は非正規労働者を多く雇用し、最低賃金の影響を強く受ける業種である。また、最低賃金の引上げが若年高卒労働者に負の効果を与えるといった調査結果もある。

したがって、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは、コロナ禍で特に業況が厳しい企業が多く存在している経済情勢下では、失業者を発生させるリスクがあると考えべきである。

最低賃金の審議では、政府方針ありきでの大幅な引上げを前提とせず、あくまで名目GDP成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、最低賃金決定の三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

論調⑤：日本の最低賃金は国際的に見て低い水準である。

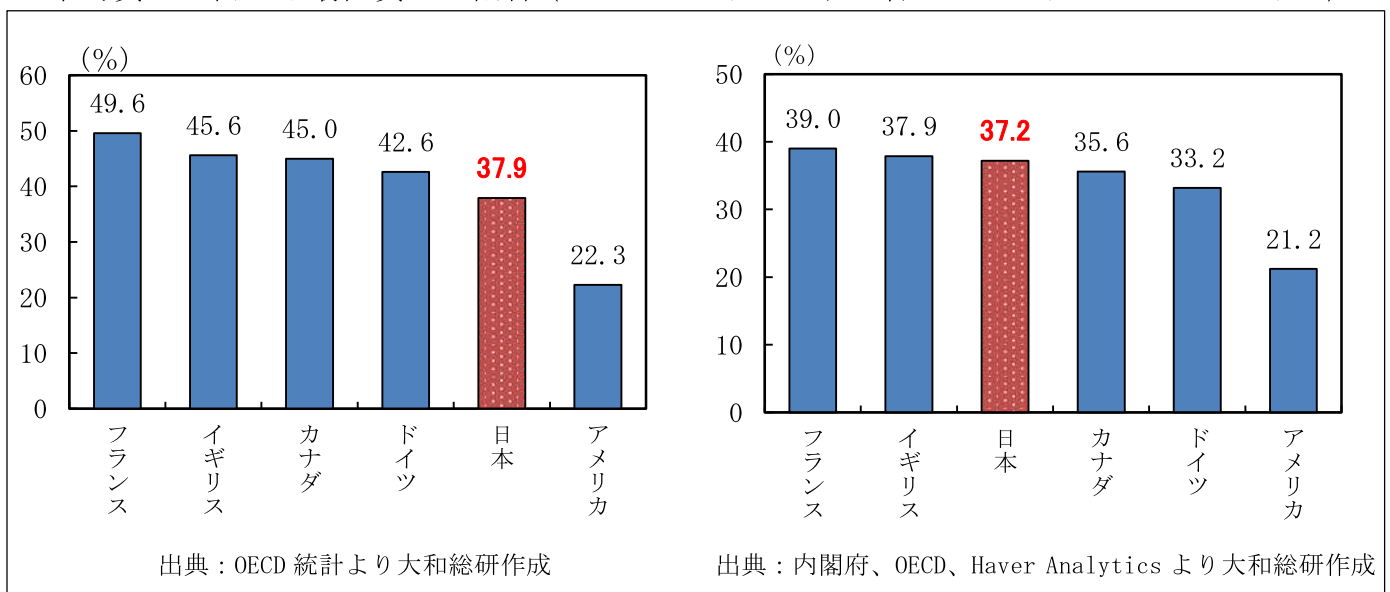
【全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は国際的に見て低くない】

「フルタイム労働者の平均賃金に占める最低賃金の割合」を見ると、確かに諸外国に比べて見劣りする。しかし、パートタイム労働者を含めた全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べて決して見劣りするレベルではない。最低賃金は、フルタイム労働者だけでなく、パートタイム労働者を含めた全労働者に適用されることから、パートタイム労働者を含めた国全体の労働者の賃金（全産業平均賃金）で比較する方がより適切である。

したがって、日本は最低賃金だけが低いのではなく国全体の労働者の平均賃金が低い状況にあることから、国全体の労働者の平均賃金の底上げには、国全体の労働生産性の向上が不可欠である。

なお、諸外国の最低賃金制度には、労働者の年齢や技能に基づく適用除外や減額措置があることから、最低賃金を国際比較する際には、こうした違いを十分に考慮しなければならない。

＜平均賃金に占める最低賃金の割合（左：フルタイムのみ 右：フルタイム＋パートタイム）

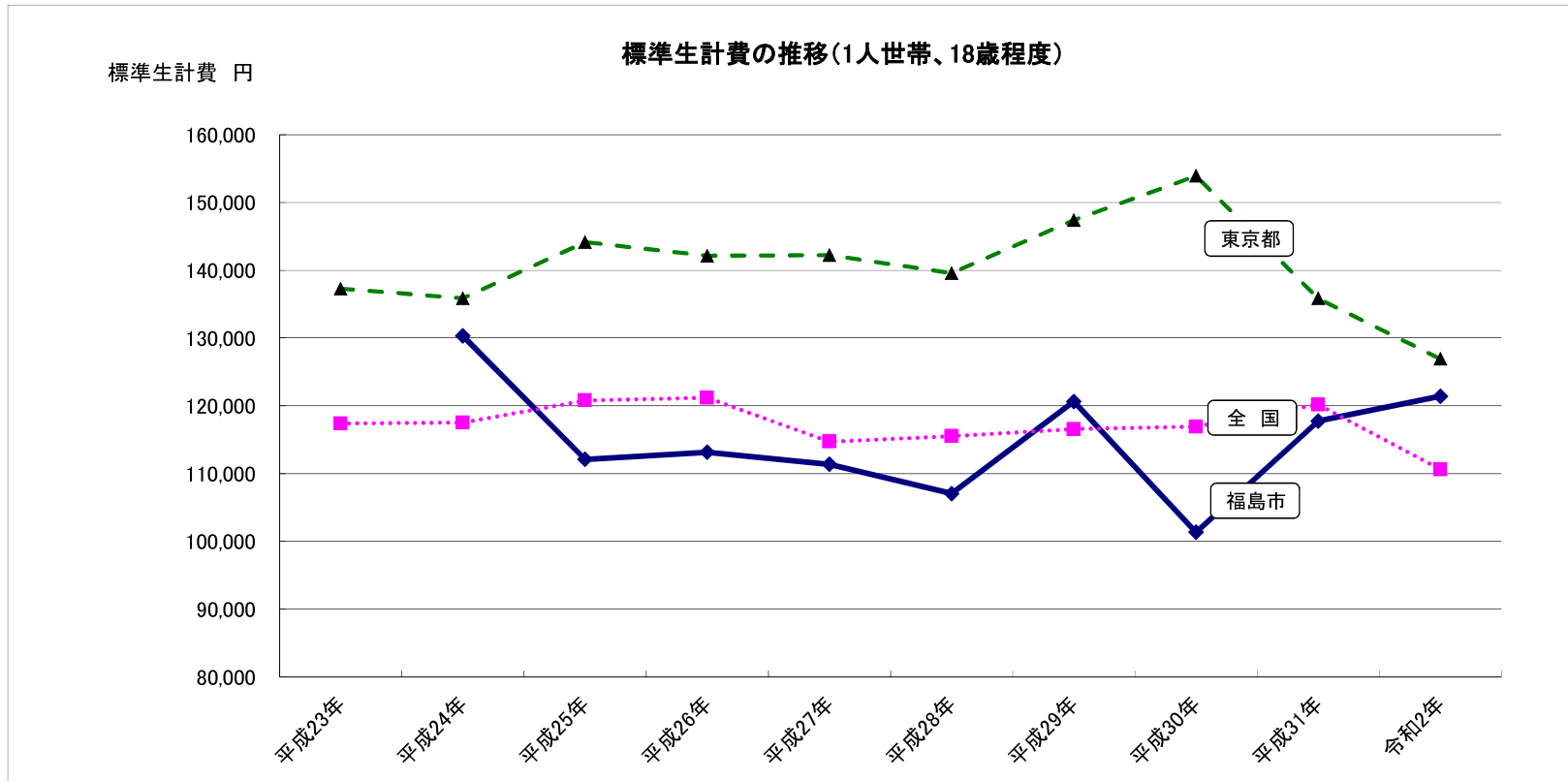


※データは2019年

※雇用者1人当たりの年間労働時間のデータを利用できない国は、就業者1人当たりの年間労働時間を代用

※OECD平均は、OECD加盟国のうち一国単位の最低賃金制度があり、データ取得が可能な国の平均値

以上



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
福島市		130,330	112,110	113,160	111,380	107,040	120,650	101,360	117,750	121,430
全国	117,390	117,540	120,800	121,200	114,720	115,530	116,560	116,930	120,190	110,630
東京都	137,280	135,860	144,130	142,150	142,210	139,590	147,400	153,910	135,850	126,930

※1. 平成23年の福島市は、東日本大震災の影響により、算出されていない。

資料出所：労働行政研究所編「2021年版 賃金決定のための物価と生計費資料」

費用別・世帯人員別標準生計費

年月・費目	世帯人員	福 島 市				全 国				東 京 都			
		1 人	2 人	3 人	4 人	1 人	2 人	3 人	4 人	1 人	2 人	3 人	4 人
平成 28 年 4 月	食料費	25,580	37,790	48,180	58,570	25,120	37,110	47,320	57,520	30,220	44,650	56,930	69,200
	住居関係費	44,690	49,250	44,960	40,670	45,890	50,570	46,160	41,760	55,140	60,760	55,470	50,180
	被服・履物費	3,530	8,430	10,360	12,290	2,740	6,550	8,050	9,550	3,480	8,320	10,230	12,140
	雑費Ⅰ	24,150	32,730	46,250	59,790	33,350	45,190	63,860	82,550	41,740	56,570	79,940	103,330
	雑費Ⅱ	9,090	33,540	33,520	33,490	8,430	31,100	31,080	31,060	9,010	33,250	33,230	33,210
	計	107,040↓	161,740↑	183,270↓	204,810↓	115,530↑	170,520↑	196,470↑	222,440↑	139,590↓	203,550↑	235,800↑	268,060↓
平成 29 年 4 月	食料費	24,950	43,990	51,510	59,020	25,350	44,690	52,320	59,960	30,070	53,010	62,070	71,130
	住居関係費	48,430	59,770	51,030	42,300	46,690	57,620	49,200	40,780	56,110	69,240	59,120	49,000
	被服・履物費	3,850	9,660	12,580	15,500	2,640	6,620	8,620	10,620	3,200	8,020	10,450	12,870
	雑費Ⅰ	27,070	36,600	50,430	64,270	33,300	45,020	62,030	79,060	49,700	67,190	92,590	118,000
	雑費Ⅱ	16,350	47,630	51,630	55,640	8,580	24,990	27,090	29,200	8,320	24,220	26,260	28,300
	計	120,650↑	197,650↑	217,180↑	236,730↑	116,560↑	178,940↑	199,260↑	219,620↓	147,400↑	221,680↑	250,490↑	279,300↑
平成 30 年 4 月	食料費	24,400	39,040	48,490	57,930	25,490	40,770	50,640	60,510	29,530	47,240	58,670	70,100
	住居関係費	37,520	41,120	36,970	32,820	47,720	52,300	47,030	41,750	59,960	65,710	59,090	52,460
	被服・履物費	2,270	7,920	9,100	10,270	2,580	9,010	10,350	11,690	3,780	13,210	15,170	17,140
	雑費Ⅰ	27,050	24,430	45,320	66,210	32,860	29,680	55,050	80,430	52,100	47,060	87,270	127,510
	雑費Ⅱ	10,120	23,120	28,650	34,170	8,280	18,930	23,450	27,970	8,540	19,510	24,170	28,830
	計	101,360↓	135,630↓	168,530↓	201,400↓	116,930↑	150,690↓	186,520↓	222,350↑	153,910↑	192,730↓	244,370↓	296,040↑
平成 31 年 4 月	食料費	26,810	42,250	52,310	62,370	26,020	41,010	50,770	60,530	29,960	47,220	58,460	69,710
	住居関係費	45,940	36,860	39,690	42,530	48,300	38,750	41,730	44,720	55,700	44,690	48,120	51,570
	被服・履物費	2,470	6,950	7,730	8,500	2,430	6,850	7,620	8,380	3,150	8,880	9,870	10,850
	雑費Ⅰ	27,540	24,430	41,520	58,590	35,120	31,160	52,940	74,700	39,780	35,290	59,970	84,620
	雑費Ⅱ	14,990	35,160	42,710	50,260	8,320	19,520	23,710	27,900	7,260	17,020	20,670	24,330
	計	117,750↑	145,650↑	183,960↑	222,250↑	120,190↑	137,290↓	176,770↓	216,230↓	135,850↓	153,100↓	197,090↓	241,080↓
令和 2 年 4 月	食料費	22,600	36,150	47,010	57,780	24,360	39,000	50,660	62,330	27,380	43,840	56,950	70,070
	住居関係費	61,540	66,340	59,680	53,020	49,360	53,220	47,870	42,520	59,760	64,430	57,960	51,480
	被服・履物費	1,200	3,850	4,370	4,890	1,130	3,630	4,120	4,610	970	3,110	3,530	3,950
	雑費Ⅰ	29,890	38,480	52,070	65,660	28,830	37,120	50,200	63,270	33,160	42,700	57,740	72,780
	雑費Ⅱ	6,200	17,950	20,900	23,890	6,930	20,070	23,380	26,690	5,120	14,830	17,270	19,720
	計	121,430↑	162,770↑	184,030↑	205,240↓	110,610↓	153,040↑	176,230↓	199,420↓	126,390↓	168,910↑	193,450↓	218,000↓

※1 資料出所：労務行政研究所編「2021年版 賃金決定のための物価と生計費資料」

※2 ↑↓は、前年度と比較。

※3 費目 食料費：食料

住居関係費：住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費：被服及び履物

雑費Ⅰ：保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ：その他の消費支出（諸雑費、交際費等）

平成 27 年 基準 消費者 物価 指数 時系列 リスト

全国

001 0001 : 総合

平成27年=100

		20年 2008	21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	31年 令和元年 2019	2年 2020	3年度 2021
指 数	1月	97.6	97.6	96.6	96.1	96.2	95.9	97.2	99.6	99.5	100.0	101.3	101.5	102.2	101.6
	2月	97.4	97.3	96.6	96.1	96.4	95.7	97.2	99.4	99.6	99.8	101.3	101.5	102.0	101.6
	3月	97.9	97.6	96.8	96.3	96.8	95.9	97.5	99.7	99.7	99.9	101.0	101.5	101.9	101.8
	4月	97.8	97.7	96.9	96.5	96.9	96.2	99.5	100.2	99.9	100.3	100.9	101.8	101.9	101.4
	5月	98.6	97.5	96.8	96.4	96.6	96.3	99.9	100.4	100.0	100.4	101.0	101.8	101.8	
	6月	99.0	97.3	96.6	96.3	96.1	96.3	99.8	100.2	99.9	100.2	100.9	101.6	101.7	
	7月	99.2	97.0	96.1	96.3	95.8	96.5	99.9	100.1	99.6	100.1	101.0	101.6	101.9	
	8月	99.5	97.3	96.2	96.4	96.0	96.8	100.0	100.2	99.7	100.3	101.6	101.8	102.0	
	9月	99.5	97.3	96.4	96.4	96.1	97.1	100.3	100.3	99.8	100.5	101.7	101.9	102.0	
	10月	99.4	96.9	96.7	96.5	96.1	97.2	100.0	100.2	100.4	100.6	102.0	102.2	101.8	
	11月	98.6	96.7	96.4	95.9	95.8	97.3	99.6	99.9	100.4	100.9	101.8	102.3	101.3	
	12月	98.2	96.5	96.2	96.0	95.8	97.4	99.7	99.8	100.1	101.2	101.5	102.3	101.1	
	年平均	98.6	97.2	96.5	96.3	96.2	96.6	99.2	100.0	99.9	100.4	101.3	101.8	101.8	
	年度平均	98.6	96.9	96.4	96.3	96.1	96.9	99.8	100.0	100.0	100.7	101.4	102.0	101.7	
前 月 比	1月	-0.2	-0.6	-0.2	-0.1	0.2	0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-0.2	0.1	0.1	-0.1	0.5
	2月	-0.2	-0.3	0.0	0.0	0.2	-0.2	0.0	-0.2	0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.2	0.0
	3月	0.5	0.3	0.3	0.3	0.5	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	-0.3	0.0	0.0	0.2
	4月	-0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	2.1	0.5	0.2	0.4	-0.1	0.3	-0.1	-0.3
	5月	0.8	-0.2	-0.1	0.0	-0.3	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
	6月	0.5	-0.2	-0.2	-0.2	-0.5	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	
	7月	0.2	-0.3	-0.6	0.0	-0.3	0.2	0.0	-0.2	-0.2	-0.2	0.1	-0.1	0.1	
	8月	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	0.0	0.2	0.5	0.3	0.2	
	9月	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	-0.1	
	10月	-0.1	-0.4	0.3	0.1	0.0	0.1	-0.3	0.0	0.6	0.0	0.3	0.3	-0.1	
	11月	-0.9	-0.2	-0.3	-0.6	-0.4	0.0	-0.4	-0.4	0.0	0.4	-0.3	0.1	-0.5	
	12月	-0.4	-0.2	-0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	-0.2	0.3	-0.3	0.0	-0.3	
前 年 同 月 比	1月	0.7	0.0	-1.3	-0.6	0.1	-0.3	1.4	2.4	-0.1	0.4	1.4	0.2	0.7	-0.6
	2月	1.0	-0.1	-1.1	-0.5	0.3	-0.7	1.5	2.2	0.2	0.3	1.5	0.2	0.4	-0.4
	3月	1.2	-0.3	-1.1	-0.5	0.5	-0.9	1.6	2.3	0.0	0.2	1.1	0.5	0.4	-0.2
	4月	0.8	-0.1	-1.2	-0.4	0.4	-0.7	3.4	0.6	-0.3	0.4	0.6	0.9	0.1	-0.4
	5月	1.3	-1.1	-0.9	-0.4	0.2	-0.3	3.7	0.5	-0.5	0.4	0.7	0.7	0.1	
	6月	2.0	-1.8	-0.7	-0.4	-0.2	0.2	3.6	0.4	-0.4	0.4	0.7	0.7	0.1	
	7月	2.3	-2.2	-0.9	0.2	-0.4	0.7	3.4	0.2	-0.4	0.4	0.9	0.5	0.3	
	8月	2.1	-2.2	-0.9	0.2	-0.4	0.9	3.3	0.2	-0.5	0.7	1.3	0.3	0.2	
	9月	2.1	-2.2	-0.6	0.0	-0.3	1.1	3.2	0.0	-0.5	0.7	1.2	0.2	0.0	
	10月	1.7	-2.5	0.2	-0.2	-0.4	1.1	2.9	0.3	0.1	0.2	1.4	0.2	-0.4	
	11月	1.0	-1.9	0.1	-0.5	-0.2	1.5	2.4	0.3	0.5	0.6	0.8	0.5	-0.9	
	12月	0.4	-1.7	0.0	-0.2	-0.1	1.6	2.4	0.2	0.3	1.0	0.3	0.8	-1.2	
年平均	1.4	-1.4	-0.7	-0.3	0.0	0.4	2.7	0.8	-0.1	0.5	1.0	0.5	0.0		
年度平均	1.1	-1.7	-0.4	-0.1	-0.3	0.9	2.9	0.2	-0.1	0.7	0.7	0.5	-0.2		

資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」

平成 27 年 基 準 消 費 者 物 価 指 数 時 系 列 リ ス ト

福島市
001 0001 : 総合

平成27年=100

		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	令和元年 2019	2020	2021
指 数	1月	97.3	97.8	96.4	95.7	95.9	95.4	96.7	99.4	99.2	99.9	101.4	101.5	102.7	101.8
	2月	97.4	97.2	96.9	95.5	96.1	95.2	96.9	99.2	99.3	99.8	101.0	101.2	102.3	101.5
	3月	97.9	97.4	97.0	95.5	96.8	95.5	97.3	99.7	99.6	99.8	100.9	101.4	102.4	101.7
	4月	97.9	97.6	96.8	96.2	96.9	95.6	99.5	100.2	100.2	100.3	100.8	102.0	102.1	101.5
	5月	99.2	97.5	96.7	95.9	96.6	95.5	100.0	100.5	100.3	100.4	101.1	101.9	102.1	
	6月	99.6	97.3	96.3	95.7	96.1	95.6	100.3	100.2	100.1	100.4	100.7	101.6	101.8	
	7月	99.6	96.8	95.4	95.7	95.5	95.6	100.3	100.1	99.7	100.1	100.8	101.8	101.6	
	8月	99.9	97.1	95.4	95.9	95.8	95.8	100.3	100.3	99.8	100.0	101.4	101.8	102.0	
	9月	99.9	97.7	95.7	95.5	95.7	96.6	100.4	100.7	99.6	100.6	101.7	102.1	102.4	
	10月	99.6	97.1	96.1	95.7	95.7	96.7	100.0	100.3	100.2	100.6	102.1	102.5	102.1	
	11月	98.6	96.7	95.9	95.7	95.4	96.8	99.5	99.9	100.3	100.7	101.6	102.7	101.6	
	12月	97.9	96.5	95.3	95.6	95.6	97.0	99.6	99.6	100.2	101.0	101.4	102.4	101.3	
	年平均	98.8	97.2	96.2	95.7	96.0	96.0	99.2	100.0	99.9	100.3	101.2	101.9	102.1	
	年度平均	98.8	96.9	95.8	95.9	95.8	96.3	99.9	100.0	100.0	100.6	101.3	102.2	101.9	
前 月 比	1月	-0.4	-0.1	-0.1	0.4	0.3	-0.2	-0.4	-0.1	-0.4	-0.3	0.4	0.1	0.3	0.5
	2月	0.1	-0.6	0.5	-0.2	0.3	-0.2	0.3	-0.2	0.0	-0.1	-0.3	-0.3	-0.4	-0.2
	3月	0.5	0.2	0.1	0.0	0.7	0.2	0.4	0.6	0.3	0.0	-0.1	0.2	0.1	0.2
	4月	0.0	0.2	-0.3	0.7	0.1	0.1	2.2	0.4	0.6	0.5	-0.2	0.6	-0.2	-0.2
	5月	1.3	-0.1	0.0	-0.3	-0.4	-0.1	0.5	0.4	0.1	0.1	0.3	-0.2	0.0	
	6月	0.5	-0.2	-0.5	-0.2	-0.5	0.1	0.3	-0.3	-0.2	0.0	-0.4	-0.3	-0.3	
	7月	0.0	-0.5	-1.0	0.0	-0.6	0.0	0.0	-0.1	-0.4	-0.3	0.1	0.2	-0.2	
	8月	0.3	0.3	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	-0.1	0.6	0.0	0.4	
	9月	0.0	0.6	0.3	-0.4	-0.1	0.9	0.0	0.4	-0.2	0.7	0.3	0.2	0.4	
	10月	-0.3	-0.6	0.5	0.2	0.0	0.0	-0.3	-0.3	0.6	-0.1	0.4	0.4	-0.3	
	11月	-1.1	-0.4	-0.2	0.0	-0.3	0.2	-0.5	-0.4	0.1	0.1	-0.5	0.1	-0.5	
	12月	-0.7	-0.3	-0.6	0.0	0.1	0.2	0.0	-0.3	0.0	0.3	-0.2	-0.3	-0.3	
前 年 同 月 比	1月	0.7	0.5	-1.5	-0.8	0.2	-0.5	1.3	2.9	-0.1	0.7	1.5	0.1	1.2	-0.9
	2月	1.7	-0.2	-1.0	-1.4	0.7	-0.9	1.8	2.5	0.1	0.5	1.3	0.2	1.1	-0.7
	3月	1.9	-0.5	-1.1	-1.5	1.3	-1.4	1.9	2.7	-0.2	0.2	1.1	0.4	1.0	-0.6
	4月	1.6	-0.3	-1.4	-0.6	0.8	-1.4	4.1	0.7	0.0	0.1	0.5	1.2	0.1	-0.6
	5月	2.3	-1.7	-1.2	-0.9	0.7	-1.1	4.7	0.4	-0.2	0.1	0.6	0.8	0.3	
	6月	3.0	-2.3	-1.1	-0.6	0.4	-0.5	4.9	-0.1	-0.1	0.3	0.2	0.9	0.2	
	7月	3.4	-2.8	-1.6	0.3	-0.2	0.1	4.9	-0.1	-0.3	0.4	0.7	1.0	-0.2	
	8月	3.4	-2.8	-1.5	0.5	-0.1	0.0	4.7	0.1	-0.5	0.2	1.4	0.5	0.2	
	9月	2.4	-2.2	-1.6	-0.2	0.3	0.9	3.9	0.1	-1.0	1.0	1.1	0.4	0.3	
	10月	1.9	-2.5	-0.4	-0.4	0.0	1.0	3.5	0.0	-0.1	0.4	1.5	0.4	-0.4	
	11月	1.1	-1.9	-0.5	-0.3	-0.2	1.4	2.8	0.4	0.4	0.4	0.9	1.1	-1.0	
	12月	0.2	-1.5	-0.8	0.3	-0.1	1.5	2.6	0.0	0.6	0.7	0.4	1.0	-1.0	
年平均	2.0	-1.6	-1.1	-0.5	0.3	-0.1	3.4	0.8	-0.1	0.4	0.9	0.7	0.1		
年度平均	1.6	-1.9	-1.0	0.0	-0.1	0.6	3.7	0.1	0.0	0.6	0.7	0.9	-0.3		

資料出所：総務省統計局「消費者物価指数」